

徳島県立農林水産総合技術支援センター
整備運営事業

要求水準書

平成22年4月30日

徳 島 県

目 次

本要求水準書の位置付け	1
第1 徳島県立農林水産総合技術支援センターの概要	
1 施設の設置目的	2
2 施設の基本理念	2
3 再編計画の概要	3
4 事業実施スケジュール	4
5 用語の定義	4
6 イメージ図を提示する趣旨	6
第2 遵守すべき法令及び適用基準等	
1 法令	8
2 条例等	9
3 適用基準等	9
第3 施設整備に関する要求水準	
1 一般事項	12
2 敷地条件	13
3 施設概要	14
(1) 本館整備関係	14
(2) 外構整備関係	15
(3) 新作業舎整備関係	15
(4) 改良するほ場等整備関係	15
(5) 解体施設関係	16
4 設計、施工等に関する要求水準	16
(1) 設計業務	16
(2) 建設・工事管理業務	20
(3) 工事監理業務	21
(4) 竣工後業務	22
(5) 埋蔵文化財調査業務	22
(6) テレビ電波障害調査業務	24
(7) 施工期間中の整備工程について	24
5 施設の要求水準	26
(1) 基本コンセプト	26
(2) 配置構成	27
(3) 建物の基本計画	27
(4) 建築設備の基本計画	29
(5) 外構の基本計画	38
(6) 新作業舎の基本計画	40
(7) 温室・パイプハウスの基本計画	41
(8) 改良するほ場の基本計画	42

6	研究設備等移設設置・引越要求水準	45
(1)	目的	45
(2)	移転前場所	45
(3)	移転先場所	45
(4)	移転時期等	45
(5)	移転業務実施の要求水準	46
7	解体撤去業務	48
(1)	目的	48
(2)	業務概要	48

第4 維持管理業務に関する要求水準

1	目的	53
2	一般的事項	53
(1)	事業者の業務範囲	53
(2)	業務の実施	53
(3)	点検及び故障等への対応	53
(4)	非常時の対応	54
(5)	災害時等の対応	54
(6)	法令等の遵守	54
(7)	費用の負担	54
(8)	修繕の考え方	54
3	建物保守管理業務	54
(1)	建物保守管理業務の対象範囲	54
(2)	業務の実施	54
(3)	業務の要求水準	55
4	建築設備保守管理業務	56
(1)	建築設備保守管理業務の対象範囲	56
(2)	業務の実施	56
(3)	要求水準	57
(4)	設備管理記録の作成及び保管	57
(5)	異常時の報告	57
5	外構維持管理業務	57
(1)	外構維持管理業務の対象範囲	57
(2)	業務の実施	58
(3)	要求水準	58
6	清掃業務	58
(1)	清掃業務の対象範囲	58
(2)	業務の実施	58
(3)	要求水準	58
(4)	日常清掃	58
(5)	定期清掃	59
(6)	外構清掃	59
(7)	用語の定義	60
(8)	要求仕様	60

7	警備業務	61
(1)	警備業務の対象範囲	61
(2)	要求水準	61
(3)	業務内容	61
8	その他	62
第5	運営業務に関する要求水準	
1	目的	63
2	運営業務の範囲	63
3	一般的事項	63
4	連携交流事業企画・支援業務	63
(1)	体験交流事業	63
(2)	アグリインキュベーター事業	64
(3)	情報提供支援業務	64
(4)	企画提案の回数等	65
5	報告書の提出	65
6	本施設等関係者との連携等	65
(1)	本施設等関係者との事業開催打合せ	65
(2)	事業開催時の対応	65
7	事業費の考え方	65
第6	付帯事業に関する要求水準	
1	付帯事業の目的	66
2	費用負担	66
3	留意事項	66

本要求水準書の位置付け

この要求水準書は、徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、施設の空間機能要件，設備の機能要件，維持管理に関する要件，運営に関する要件について、徳島県（以下「県」という。）が要求する一定の水準を示すものである。

第1 徳島県立農林水産総合技術支援センターの概要

1 施設の設置目的

県では、平成17年4月、農林水産分野の研究・技術普及機関・研修教育を統合した組織である「徳島県立農林水産総合技術支援センター」を発足し、本県の農林水産業に対する支援強化を図ってきた。

さらに、近年の経済のグローバル化など著しく変化する農林水産業を巡る環境に対応し、県民に対する高度で迅速なワンストップサービスの提供や産学の共同研究、農商工連携、人材育成などの一層の推進を図るため、県内に分散した施設をできる限り集約し、新たな農林水産業の「知の拠点」である総合的な拠点の整備を図る。

本事業では、上記目的のため、財政負担の縮減ならびに民間の資金・能力及び技術的能力の効率的かつ効果的な活用を図るため、現徳島県立農林水産総合技術支援センター農業研究所本館を解体撤去し、新たに「徳島県立農林水産総合技術支援センター施設」（以下「本施設」という。）を新設し、維持管理・運営をPFI法に基づき一体的に実施するものとする。

2 施設の基本理念

(1) 「研究・普及・教育」の機能の融合を促進する施設

分散した施設を集約し、各分野の研究・技術の枠が取り払われ、「研究・普及・教育」の機能を融合した領域横断的な組織体制によるセンター機能が強化されるとともに、施設の効率的、効果的な運営と利用者へのサービスが向上する施設とする。

(2) 連携交流機能に対応する「開かれた施設」

「農商工連携」、「産学との共同研究」といった企業、大学、NPO等との連携強化を図るとともに、消費者、地域との交流を行うなど多様な主体間のネットワークの展開が可能となる施設とする。

(3) 農林水産業の支援拠点にふさわしい環境配慮型施設

再生可能なクリーンエネルギーや資源の活用等により環境負荷の低減が可能となり、さらに積極的に緑化を図ることで周辺環境とも調和しながら、豊かな景観をつくるなど総合的な環境配慮を行うことで、「地球にやさしい」施設とする。

(4) ライフサイクルコストの縮減に配慮した施設

建設費の縮減はもとより、事業期間全体にわたる省エネや効果的な管理・運営に配慮した建設がなされ、また、効率的な維持管理による維持管理コストの縮減等による事業期間全体のライフサイクルコストの縮減が可能となる施設とする。

3 再編計画の概要

新しい活動拠点は、現在の農業研究所本場敷地に再編整備する。

集約検討対象施設のうち農業研究所本場、鴨島分場、三好分場、果樹研究所本場、県北分場、森林林業研究所及び農業大学校については、その有する機能をできる限り新しい活動拠点に集約する。

畜産研究所及び水産研究所については、それぞれ将来的な研究の方向性を見据え充実強化を図ることとするが、研究分野の一部を含め、センターとして一体的に対応すべき機能等については、新しい活動拠点に集約する。

また、関連する高度専門技術支援担当についても新拠点に集約する。



現 況



※果樹の研究ほ場については、新拠点に整備する樹木が、試験研究に供するに可能となるまでの一定の間、現況のほ場等を使用する。



開業時

4 事業実施スケジュール

事業スケジュールは以下のとおりとする。

実施時期	実施内容
平成22年12月	本契約の締結
平成23年6月～9月	敷地外解体施設解体
平成23年4月～10月	埋蔵文化財発掘調査期間
平成23年10月～平成24年9月	第一期施設（本館，ほ場等）工事期間 （施設内解体施設解体一部含む）
平成24年9月末	第一期施設整備の終了
平成24年10月	第一期施設への引越し
平成24年10月末	第一期施設への引越し完了
平成24年11月～平成25年2月末	敷地内解体施設解体，第二期施設工事期間
平成25年3月	第二期施設への引越し
平成25年2月末	第二期施設引渡し
平成24年10月～平成45年3月末	維持管理・運営期間（平成24年10月～平成25年3月末までは本館及び既存施設のみの維持管理となる。）
平成45年3月末	事業期間終了

5 用語の定義

- 運転・監視 : 設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
- 外構 : 本館に付随し、新たに整備する駐輪場，駐車場，植栽，送水管等附帯施設をいう。
- 解体施設 : 敷地内解体施設と敷地外解体施設を総称して、または個別にいう。
- 既存施設 : 事業敷地内にある、既存施設のうち、解体対象外の施設をいう。詳細は【資料7】に示す。
- 経常修繕 : 部品や部位等の交換が発生するものや、専門的な技術・機器が必要な修繕をいい、大規模修繕を除く。
- 研究設備 : 研究用の特殊な設備をいい、建物に固定する設備や建物に固定しない大型の研究備品を含む。
- 更新 : 機能が劣化した設備や機器等(備品を含む)を新たに設備・調達する保全業務をいう。
- 作業舎等 : 新作業舎，既存の作業舎，車庫及び格納庫等をいう。
- 資機材 : 次のような資材及び機材をいう。
(資材) 洗浄用洗剤，樹脂床維持剤，パッド，タオル等
(機材) 自在箒，フロアダスタ，真空掃除機，床磨き機等
- 敷地外解体施設 : 現森林林業研究所の敷地において、解体業務対象となる既存施設をいい、詳細は【資料8】に示す。

敷地内解体施設	: 本件事業用地内にある、解体対象となる既存本館等をいい、詳細は【資料7】に示す。
消耗品	: 維持管理業務を行うにあたり、交換・補充等が発生する石鹼、トイレットペーパー、電球、ゴミ袋等をいう。
清掃	: 汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
第一期施設	: 本館、駐輪場、駐車場の一部、ほ場、温室等をいい、平成24年9月末又は契約変更された場合は別途定められた日に引き渡す整備施設をいう。
第二期施設	: 新たに整備する作業舎、駐車場の一部、外構をいい、平成25年2月末又は契約変更された場合は別途定められた日に引き渡す整備施設をいう。
大規模修繕	: 建築物に関しては建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕、建築設備に関しては、機器配管又は配線の全面的な更新を行う修繕（「建築物修繕措置判定手法／建築保全センター」における大規模修繕の定義）をいう。
定期清掃	: 月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいい、窓ガラス、壁、電気設備、備品等の清掃や、ワックスがけなどの床清掃等をいう。
点検	: 建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べること。機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
日常清掃	: 日・週単位等の短い周期で行う清掃業務をいい、ゴミ収集、床の簡易な清掃、机拭き等をいう。
バイテク棟	: 本施設における関連付属施設のうち、維持管理業務対象施設であるバイテク棟をいう。
備品	: 建物に固定しない家具、備品等をいう。
保守	: 建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の作業をいう。
改良するほ場等	: 本件事業用地内で新設する温室・パイプハウス、改良するほ場をいう。
ほ場等	: ほ場、トラクター運転免許及び車両系建設機械等運転講習コース、温室等、パイプハウス等をいう。
ほ場	: 改良するほ場と改良しないほ場をいう。
温室等	: 新設する温室・パイプハウス、既存の温室・パイプハウスをいう。
本館	: 新たに整備するセンター本館施設をいう。
本館等	: 本館及び附帯施設を総称したものをいう。
本件事業用地	: 徳島県名西郡石井町石井字石井1660番5他にある、現農業研究所本場敷地をいう。
本施設	: 事業者が建設する徳島県立農林水産総合技術支援センターの本館、作業舎、ほ場、温室、外構及びその他関連付属施設の総称をいう。
本施設等	: 本施設と既存の徳島県立農林水産総合技術支援センター施設の総称をいう。

6 イメージ図を提示する趣旨

(1) 本館実験室・実験教室

【資料10】に示す本館実験室・実験教室イメージ図は、研究等を行う者が、これまでの経験の中で自ら室内の区画や実験機器のレイアウトなどの要望を記載したものとなっている。しかし、構造・寸法等については、建築の専門的な見地からは、検討されていない点に留意が必要である。

ここにイメージ図を示す意義は、各分野の研究領域は極めて専門的であり、利用者の使いやすいレイアウト例を示すことで、応募者の提案が研究者等が重視している項目に集中して検討されることを期待するためである。

建物の配置や形状により各室のレイアウトやプロポーションなどの他の可能性は十分にありうると共に、またそれらの可能性を排除するものではない。利用者からの意見に配慮し、研究施設として相応しい平面計画や構造・設備計画とするため、民間事業者のノウハウや創意工夫を十分に活かした提案を期待したい。

(2) 新作業舎

【資料13】に示す新作業舎イメージ図は、利用者が、これまでの経験の中で自ら作業場の区画を仮定し、設備についてはレイアウトなどの要望を記載したものとなっている。しかし、構造・寸法等の建築の専門的な見地からは、検討されていない点に留意が必要である。

ここにイメージ図を示す意義は、施設の利用が極めて専門的であり、利用者の使いやすいレイアウト例を示すことで、応募者の提案が利用者が重視している項目に集中して検討されることを期待するためである。

作業舎の形状や設備のレイアウトなどの他の可能性は十分にありうると共に、またそれらの可能性を排除するものではない。利用者からの意見に配慮し、作業舎として相応しい平面計画や構造・設備計画とするため、民間事業者のノウハウや創意工夫を十分に活かした提案を期待したい。

(3) 新設する温室、パイプハウス

【資料15】に示す新設する温室・パイプハウスイメージ図は、研究等を行う者が、これまでの経験や既存施設を参考に、形状・構造・寸法等を仮定した要望となっている。

ここにイメージ図を示す意義は、施設が極めて専門的であり、イメージ図を示すことで、応募者の提案が建物の形状や、構造・設備などを重視して検討されることを期待するためである。

そこで、イメージ図に示された配置・構造・設備等を十分に確認するとともに、応募者は現地の形状等を十分に調査し、用途に対応した温室等整備計画を作成すること。

(4) 改良するほ場図

【資料17】に示す改良するほ場図は、試験研究等を行う者や公共工事の設計を行う県職員が、今までの業務経験などに基づき、研究や実習機能の利便性や作物の栽培条件を考慮して、ほ場の配置・構造・設備・寸法等を示したものである。

そこで、改良するほ場図に示された配置・基本的な構造・設備・寸法等を十分に確認するとともに、応募者は現地の形状等を十分に調査し、用途に対応したほ場整備計画を作成すること。

第2 遵守すべき法令及び適用基準等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1 法令

1. 建築基準法
2. 都市計画法
3. 文化財保護法
4. 消防法
5. 水道法
6. 瀬戸内海環境保全特別措置法
7. 水質汚濁防止法
8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
9. 大気汚染防止法
10. 騒音規制法
11. 振動規制法
12. 悪臭防止法
13. 土壌汚染対策法
14. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
15. 資源の有効な利用の促進に関する法律(ラージリサイクル法)
16. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
17. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)
18. 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
19. 地球温暖化対策の推進に関する法律
20. 駐車場法
21. 電気事業法
22. 労働基準法
23. 労働安全衛生法
24. 警備業法
25. 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
26. 浄化槽法
27. 電波法
28. 道路法
29. 河川法
30. 高圧ガス保安法
31. 液化石油ガスの保安の確保と取引の適正化に関する法律
32. 宅地造成等規制法

33. 地方自治法
34. 農地法
35. 農業振興地域の整備に関する法律
36. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
37. その他関連法令等

2 条例等

1. 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例
2. 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則
3. 建築基準法施行条例
4. 徳島県地球温暖化対策推進条例
5. 徳島県生活環境保全条例
6. 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
7. 徳島県個人情報保護条例
8. 徳島県情報公開条例
9. その他の関連条例等

3 適用基準等

本事業の実施にあたっては、下記基準類の最新版を適用する。

1. 建築設計基準及び同解説 平成18年版(国土交通大臣官房官庁営繕部整備課 監修)
2. 建築設備計画基準 平成21年版(国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
3. 建築設備設計基準 平成21年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
4. 建築工事標準詳細図 平成17年版(国土交通大臣官房官庁営繕部整備課 監修)
5. 建築工事設計図書作成基準及び同解説 平成10年版(建設大臣官房官庁営繕部建築課 監修)
6. 建築設備工事設計図書作成基準(案)平成14年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課 監修)
7. 建築設備設計計算書作成の手引き 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
8. 官庁施設の基本的性能基準及び同解説 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
9. 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(電気設備工事編)(機械設備工事編)平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
10. 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)(電気設備工事編)(機械設備工事編)平成

19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)

11. 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
12. 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
13. 建築構造設計基準及び同解説 平成16年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 監修)
14. 建築鉄骨設計基準及び同解説 平成10年版(建設大臣官房官庁営繕部建築課 監修)
15. 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版(建設大臣官房官庁営繕部 監修)
16. 建築設備耐震設計・施工指針 2005年版(国土交通省国土技術政策研究所, 独立行政法人建築研究所 監修)
17. 構内舗装・排水設計基準 平成13年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課 監修)
18. 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 平成16年度版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
19. 昇降機技術基準の解説 2009年版(国土交通住宅局建築指導課 監修)
20. 建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
21. 敷地調査共通仕様書 平成11年版(建設大臣官房官庁営繕部 監修)
22. 建築CAD 図面作成要領(案)平成14年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課 監修)
23. 建築設計業務等電子納品要領(案) 平成14年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
24. 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
25. 公共建築工事積算基準 平成21年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
26. 公共建築工事内訳書標準書式 設備工事編 平成15年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
27. 建築工事内訳書標準書式 建築工事編 平成15年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
28. 建築工事監理指針 平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
29. 電気設備工事監理指針 平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
30. 機械設備工事監理指針 平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
31. グリーン庁舎基準及び同解説 平成17年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
32. 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)平成14年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
33. 営繕工事電子納品要領(案)平成14年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
34. 建築工事安全施工技術指針・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 監修)
35. 建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 1993年(建設省建設経済局建設業課・住

宅局建築指導課 監修)

36. 建設副産物適正処理推進要綱の解説 2002年 建設副産物リサイクル広報推進会議編
37. 建設産業における生産システム合理化指針の解説 1992年(建設省建設経済局 監修)
38. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土六価クロム溶出試験実施要領(案)平成12年
(建設省技調発 第49号, 建設省営建発 第10号)
39. 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年 建設省告示 第1536号)
40. 建設機械に関する技術指針(平成3年 建設省経機発 第247号)
41. 排出ガス対策型建設機械指定要領(平3年 建設大臣官房技術審議官通達)
42. デジタル写真管理情報基準(案)平成20年(国土交通省)
43. 建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
44. 建築改修工事監理指針 平成19年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
45. 工事写真の撮り方(改訂第2版)建築編, 建築設備編
46. 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
47. 擁壁設計標準図 平成12年版(建設大臣官房官庁営繕部建築課)
48. 水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き 平成17年(厚生労働省健康局水道課)
49. 園芸用施設安全構造基準(暫定基準) 平成9年版(社団法人 日本施設園芸協会)
50. 地中押し込み式パイプハウス安全構造指針(社団法人 日本施設園芸協会)
51. 園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針(社団法人 日本施設園芸協会)
52. 徳島県農林土木工事施工管理基準(平成19年4月26日)
53. 徳島県県有施設総合耐震計画基準
54. 徳島県土木工事共通仕様書
55. 徳島県農林土木工事共通仕様書(平成18年7月)
56. その他の関連基準等

第3 施設整備に関する要求水準

1 一般事項

本「要求水準書」に示された要求事項に沿って本施設の設計，建設，及びその他の下記関連業務を行う。

ア 事前調査

- (ア) 埋蔵文化財調査
- (イ) 地質調査（必要がある場合）
- (ウ) 電波障害事前調査
- (エ) 近隣家屋事前調査（事後調査を含む）
- (オ) 敷地測量
- (カ) 敷地内既存インフラ敷設状況の確認

イ 本施設の設計

- (ア) 基本設計
- (イ) 実施設計

ウ 本施設の建設

- (ア) 敷地造成
- (イ) 建設工事
- (ウ) 工事監理

エ 研究設備・備品調達設置

- (ア) 研究設備・備品調達
- (イ) 研究設備の設置・調整

オ 研究設備等移設設置・引越

カ 解体施設の解体・撤去

- (ア) 解体・撤去設計
- (イ) 解体・撤去工事
- (ウ) 工事監理

キ 本施設整備に伴う各種申請等

- (ア) 工事開始までに必要な関連手続き
 - a 開発協議（4.（1）.エ.（イ）参照）
 - b 建築許可申請（開発審査会等に必要な資料作成を含む）（4.（1）.エ.（イ）参照）
 - c 建築確認申請（本館，新作業舎，温室は構造計算適合性判定を含む建築確認申請が必要な場合もある。）

d その他必要な手続き

建築リサイクル法，土壤汚染対策法，徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する手続き，その他必要な手続きを含む。

(イ) 施設供用開始までに必要な関連手続き

各種申請業務等

ク 地方債及び国庫補助金等について

県は施設整備に要する経費について，地方債の発行を行う予定である。さらに，整備を行う本館，温室，ほ場のうち，農業大学校専用部分については，国庫補助金等の申請を行う予定である。

事業者は，県が行う地方債の発行及び交付金の申請等を行うための書類作成，打ち合わせ等に協力を行うこと。

2 敷地条件

本施設が立地する敷地の主な前提条件は次の通り。

位 置	徳島県名西郡石井町石井字石井1660番5他
敷地面積	124,690㎡ うち建築物建築範囲となる建築基準法上の敷地面積 : 約50,000㎡
敷地隣接 道路等	事業計画地東側 町道石井231号 幅員5.3～6.0m 事業計画地西側 町道石井168号 幅員2.0～6.0m 事業計画地西側（現アプローチ）町道石井170号線 幅11.4m 事業計画地北側 渡内川 事業計画地南側 民地，町道石井231号
地域・区域等	都市計画区域（市街化調整区域）
その他の地域	農業振興地域
インフラ 整備状況	【資料1 事業計画地現況図（1）建築・道路・水路】 【資料2 事業計画地現況図（2）電気系統図】 【資料3 事業計画地現況図（3）上水・地下水・排水管敷設図】 【資料4 事業計画地現況図（4）作業舎等電話機】 上水（町水） 井水（敷地内井戸）ほ場への灌水用 電気（四国電力） ガス（LPガス） 電話（NTT四国） テレビ（石井町有線放送農業協同組合）
地盤状況	事業計画地の地盤調査資料【資料5 地盤調査報告書】を参照。

3 施設概要

(1) 本館整備関係

実験室，教室，会議室，事務室などセンター機能を発揮するために必要な機能を整備する。

詳細な要求水準は「5 施設の要求水準」に示す。

延べ床面積	約7,000㎡（新築）	
階数	提案による	
構造	提案による	
耐震性能	構造体 II類 建築非構造部材 A類 建築設備 乙類 （徳島県県有施設総合耐震計画基準による）	
本館諸室 内訳	本館に必要な諸室等は次のとおりである。	
	利用目的	必要諸室等
	事務室	所長室，企画総務・教育研修職員室，試験研究・技術支援職員室，外部講師室
	会議室	大会議室，ミーティングルーム，セミナー室，学生面談室，農事相談室，産学官・農商工連携推進室
	教室	普通教室，選択教室，共用教室，専攻教室，実験教室（農芸化学，生物実験，生活・食品加工，情報）
	実験室	情報管理実験室，食味調査実験室，園芸等果実分析実験室，病害実験室，発生予察調査室，病害虫診断室，虫害実験室，鳥獣害対策調査室，農薬実験室，土壌物理実験室，化学分析実験室，飼料・肥料分析室，特産森林実験室
	倉庫	倉庫，薬品保管庫，農薬保管庫
	図書室	関係図書の保管，図書の閲覧
	交流スペース	研究成果の展示等
	その他	休養室（男女別），職員用ロッカー・更衣室（男女別），学生用ロッカー・更衣室（男女別），シャワー室，学生保健室，食堂，トイレ，給湯室，エントランスロビー，廊下，エレベーター，機械室，ゴミ置き場，共用スペース

(2) 外構整備関係

以下の施設整備を行う。詳細な設計要求水準は「5（5）外構の基本計画」に示す。

ア 建物周辺部

- (ア) 駐車場整備
- (イ) 駐輪場整備
- (ウ) その他

イ 植栽

- (ア) 樹木の伐採等
- (イ) 記念樹の移植

ウ 地下水等送水管整備

(3) 新作業舎整備関係

新作業舎は、研究員、学生等が研究・実習に利用する施設となる。新設する作業舎は、1棟、約400㎡とする。

詳細な要求水準は「5（6）新作業舎の基本計画」に示す。

施設形態別	施設名称等	床面積	備考
新築	新作業舎	約400㎡	
既存（参考）	作業舎等	約4,000㎡	工事対象外
計		約4,400㎡	

(4) 改良するほ場等整備関係

改良するほ場については、研究員、学生等が研究・実習に利用する施設となる。

ア 新設する温室・パイプハウス

新設する温室・パイプハウスは16棟、約3,451㎡とする。

詳細な要求水準は「5（7）温室等の基本計画」に示す。

施設形態別	施設名	棟数	面積	備考
新築	温室	6	約1,451㎡	
新築	パイプハウス	10	約2,000㎡	
既存（参考）	温室等	49	約5,070㎡	工事対象外
既存（参考）	パイプハウス	18	約2,104㎡	工事対象外
計		83	約10,625㎡	

- ・温室は、基礎コンクリート工事を伴う施設
- ・パイプハウスは、基礎コンクリート工事を伴わない施設

イ 改良するほ場

果樹園など造成が必要なほ場については土地改良を行う。

改良する面積は約325 aとする。

詳細な要求水準は「5（8）ほ場等の基本計画」に示す。

土地改良等の有無	面積	備考
有	約325 a	砂地畑，果樹園，苗畑等
無（参考）	約263 a	既存ほ場等の利用 工事対象外
計	約588 a	

（5）解体施設関係

必要な施設を解体撤去する。詳細な要求水準は「7 解体撤去業務」に示す。

ア 敷地内解体施設

本件事業用地内の施設のうち，【資料7】に示す施設の撤去を行う。

イ 敷地外解体施設

業敷地外である，森林林業研究所内施設の一部の施設の撤去を行う。解体施設の位置等は【資料8】に示す。

4 設計，施工等に関する要求水準

（1）設計業務

ア 業務要求水準

- ・本事業に必要な調査を行い，関係法令等に基づいて，業務を遂行すること。
- ・調査を実施する場合は，事前に県に調査内容，日時，場所等を報告し，県の承諾を得ること。ただし，施設整備計画書に記載がなされている場合はその限りではない。
- ・調査結果については，県に報告を行うこと。
- ・業務の詳細及び当該工事の範囲について，県担当者と連絡をとり，かつ十分に打合せをして業務の目的を達成すること。
- ・業務の進捗状況に応じて，業務の区分ごとに県担当者に総合図，備品配置図面，設計図書等を提出するなどの中間報告を行う。
- ・要求水準，事業者提案，基本設計，詳細設計，竣工の各段階に要求水準と比較した設計条件整理表（変更項目がある場合は変更理由，議事録，総合図（プロット図），変更前後の変更個所を明記した図面等を添付）を作成し提出すること。
- ・設計図書等の表記方法については，県担当者と協議すること。官庁及び関係機関との協議の結果は，必ず県へ書面にて報告すること。

イ 設計図書

基本設計及び実施設計完了時には設計図書を県担当者に提出し，確認を得る

こと。提出する設計図書は、工事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については県担当者と協議すること。

提出する設計図書は下記による。

【基本設計終了時】

(ア) 図面

a 共通図

- ・表紙・案内図・基本計画説明図・配置図
- ・面積表

b 建築図等

- ・建築計画概要書・配置図・各階平面図・立面図・断面図
- ・仕上表・各室面積表

c 電気設備図等

- ・電気設備計画概要書・配置図・各設備系統図
- ・各階平面図（設備・機器のプロット図，主要配管のルート図程度）
- ・各室必要設備諸元表

d 機械設備図等

- ・機械設備計画概要書・配置図・各設備系統図
- ・各階平面図（設備・機器のプロット図，主要配管のルート図程度）
- ・各室必要設備諸元表

e 作業舎，温室，ほ場等施設図

- ・配置図・各設備系統図・必要設備諸元表
- ・施設計画図・外構工事図
- ・平面図（設備・備品プロット図，主要配管のルート図程度）

f 工事図等

- ・仮設計画図・工事車両進入計画図

(イ) 説明資料

- ・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書
- ・ユニバーサルデザイン検討書
- ・環境対策検討書・法的検討書
- ・採用設備計画比較検討書（空調方式，受変電設備等）
- ・近隣対策検討書（必要な電波障害机上検討，日影検討等）
- ・工事計画書（建設計画，工程計画，解体計画，仮設計画）
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(ウ) 透視図（鳥瞰図1枚，A2サイズ，額入り，ネガ及びキャビネ判写真共）

【実施設計終了時】

(ア) 図面（CAD データとも，データ形式は原則として JWC，JWW 又は DXF

とし CD-R に記録する。)

- a 共通図
 - ・表紙・図面目録・特記仕様書・案内図・配置図・面積表
 - ・法的説明図・工事区分表・仮設計画図・平均地盤面算定図
 - ・敷地高低測量図・平面測量図・真北測量図
- b 建築設計図
 - ・仕上表・平面図・立面図・断面図・矩計図・詳細図・展開図
 - ・天井伏図・建具表・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・断面リスト
 - ・基礎配筋図・各部配筋図・鉄骨詳細図
 - ・工作物等詳細図
- c 外構設計図
 - ・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・地下水送水計画図
 - ・植栽図・舗装平面図
- d 電気設備設計図（屋外も含む。）
 - ・変電設備図（機器配置図・系統図）
 - ・電灯コンセント設備（平面図，分電盤図，照明器具図，系統図）
 - ・動力配線設備図（平面図，系統図，制御盤図）
 - ・情報通信設備図（平面図，系統図，端子盤図）
 - ・防災防犯設備図（平面図，系統図，機器図）
 - ・テレビ共聴設備図（平面図，系統図，機器図）
 - ・視聴覚設備図・弱電設備図・電波障害対策図
 - ・外灯設計図
 - ・情報システム配線図
- e 機械設備設計図
 - ・給排水衛生設備図 [給排水，給湯，ガス，消火]（屋外平面図，平面図，詳細図，系統図，機器リスト）
 - ・排水処理施設図（平面図，詳細図，躯体図，系統図）
 - ・空気調和設備図 [空調，換気，計装]（平面図，詳細図，系統図，機器リスト）
 - ・エレベーター設備図（機械室詳細図，かご詳細図，シャフト縦断面図，各部詳細図）
 - ・研究設備・備品配置図
- f 作業舎，温室，ほ場等施設設計図
 - ・建築設計図，縦横断面図
 - ・設備図，灌水及び電気系統接続図
 - ・研究設備・備品配置図
- g 解体工事設計図

- ・配置図・位置図・平面図・断面図・仕上表等

(イ) 工事内訳明細書

- ・工事内訳明細書，積算数量調書

※数量は，建築数量積算基準（(財)建築コスト管理システム研究会及び建築設備数量積算基準（国土交通省）に従って算出する。これに従い工事内訳書を作成する。

(ウ) 設計計算書

- ・構造計算書・雨水排水流量計算書
- ・機械設備設計計算書・電気設備設計計算書
- ・省エネ計画書・ランニングコスト計算書

(エ) 積算調書（数量計算書）

(オ) 起債申請用内訳書

(カ) 国庫交付金申請用内訳書

(キ) 設計説明書等

- ・ユニバーサルデザイン説明書・環境対策説明書
- ・リサイクル計画書・法的検討書
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(ク) 透視図

（鳥瞰図1枚，外観図1枚，内観図1枚，A2サイズ，額入り，ネガ及びキャビネ判写真共）

ウ 模型

模型の内容や時期については，県と協議のうえ，県の指定する日までに提出すること。（1/200スケール，スチレンペーパー着色程度のものを想定している。）

エ 許認可等に係る県関係課等との協議等について

許認可等に係る県関係課等との協議結果について提出すること
特に次の点に留意すること。

(ア) 建築基準法・消防法上の用途

- ・本館の機能は，研究所部分と農業大学校の部分に分けられることから，用途について，関係課と協議すること。

(イ) 都市計画法上の開発許可について

- ・地目変更がなく，建築物を建てるための敷地の造成工事（30cm以上の切土・盛土）がなければ，開発行為に該当しないことから，特定事業のみであれば，開発行為には該当しない。（ほ場整備は建築物を建てるための造成ではないので対象外，また建物玄関にすり付くスロープ・階段は造成に当たらない。）
- ・開発許可は不要であるが，付帯事業部分については，開発行為にあたるのかの確認及び協議等は，提案者自らが確認し行うこと（次表参照）。

	開発行為	付帯事業	必要な手続き
1	なし	別棟	→本館は許可不要，付帯事業施設は建築許可
2	なし	本館と同一棟	→全体で建築許可
3	あり	別棟	→本館は許可不要，付帯事業施設は開発許可
4	あり	本館と同一棟	→全体で開発許可

(エ) ガラス温室について

- ・ガラス温室については，建築基準法上の「建築物」であることから，建築基準法に基づく建築確認申請を行うこと。

(オ) 土壌汚染対策法について関係課と協議を行うこと。

(2) 建設・工事管理業務

ア 住民対応

- (ア) 建設工事に先立ち，周辺住民に対する工事の説明を行うこと。
- (イ) 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに，万一発生した苦情その他については，事業者を窓口として，工程に支障をきたさないように処理すること。

イ 安全対策

- (ア) 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに，周辺地域へ災害が及ばないように，万全の対策を行うこと。
- (イ) 工事車両の通行については，あらかじめ周辺道路の状況を把握し，事前に道路管理者等と打合せを行い，運行速度や誘導員の配置，案内看板の設置や道路の清掃等，十分な配慮を行うこと。

ウ 環境対策

- (ア) 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等周辺に及ぼす影響について，十分に予測と状況を把握及び対策を行うこと。
- (イ) 周辺に万一上記悪影響を与えた場合は，苦情処理等事業者の責において処理すること。

エ 既存環境の保護

- (ア) 隣接する物件や道路，公共施設等に損傷を与えないよう留意し，工事中に汚損，破損をした場合の補修及び補償は，事業者の負担において行うこと。
- (イ) 工事に際しては，敷地内の既存施設，樹木の保護に努めること。
- (ウ) 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに，万一発生した場合には，事業者の責において対応を行うこと。

オ 施工管理

- (ア) 要求される性能が確実に実現されるよう施工管理すること。
- (イ) 各種関係法令及び工事の安全に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画にしたがって工事を実施すること。
- (ウ) 県は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また、施工状況について説明を求められたときには速やかに回答すること。
- (エ) 県担当者に対し、定期的に施工管理状況の報告を行うこと。
- (オ) 工事完成時には、施工記録を整備し県に提出すること。
- (カ) 県が別途発注する、施工上密接に関連する工事や備品等の業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努めること。

カ 廃棄物の処理

- (ア) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。
- (イ) 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

キ その他留意事項

- (ア) 工事に際しては、県の業務に支障を与えないように配慮するとともに、県の管理する土地を使用する場合は、管理者と十分に協議を行うこと。
- (イ) 工程については、無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に実施されるよう管理すること。

(3) 工事監理業務

- ア 工事監理者は、工事監理業務の1ヶ月前までに、「建築工事監理業務仕様書」を提出し、県の確認を受けること。
- イ 工事監理者（以下監理者）は、4（1）で作成した設計図書及び自らが提出した「建築工事監理業務仕様書」に基づき業務を行うとともに、県への完成確認報告は工事監理者が行う。
- ウ 監理者は、要求水準書及び事業者の技術提案の内容を満たすため、基本的に以下の対応により建設工事の監理を行う。
 - ・設計時における、設計図及び計算書等の書類の確認
 - ・設計者が要求水準に基づき作成した設計図書の設計意図を、施工者に正確に伝え、工事期間中の施工者に対する助言を行う。
 - ・設計意図の伝達のためには、必要に応じて設計図書を補完する資料を作成する。ただし、契約変更が必要な設計変更を伴うものは除くものとする。
 - ・施工中の現場発生事項に対して、設計段階での検討項目と照らし合わせ、設計意図を実現するための助言や、必要に応じてそれを補完する資料作成を行う。
 - ・各部位の施工前における、施工計画及び品質管理計画の確認

- ・各部位における，計画に基づいた施工の確認
- ・施工期間中に実施される現場定例会議，住民説明会等に参加し，必要に応じて技術的な助言を行う。
- ・設計図書について施工者等から出される質疑についての説明や調整を行う。
- ・監理者は，意図伝達業務に関して県と協議を行ったときは，その内容について，その都度書面（打合せ記録簿）に記録し，相互に確認する。
- ・報告書及び「建築工事監理業務仕様書」に基づく業務報告書を県に提出する。提出部数等は別途県と協議により決定する。

（４）竣工後業務

ア 事業者による竣工検査

- （ア）事業者の責任及び費用において，竣工検査及び機器・器具等の試運転を実施する。
- （イ）県の竣工確認に先立ち建築確認検査機関による竣工検査を受検すること。
- （ウ）県は，事業者の行う竣工検査に立ち会うことができる。
- （エ）事業者は，県に竣工検査及び機器・器具等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

イ 県の竣工確認等

- （ア）県は，事業者及び工事監理者立会のもと，県が確認した設計図書と照合し竣工確認を実施する。
- （イ）事業者は，工事完成時に施工記録を整備して現場で県出納局工事検査課の検査を受ける。
- （ウ）事業者は，県に機器・器具の取扱い説明を行う。

（５）埋蔵文化財調査業務

ア 埋蔵文化財調査は，本事業において実施する。埋蔵文化財試掘調査結果については，【資料６】で示す。

イ 調査計画

事業者は，提案した計画に応じて，徳島県教育委員会と協議の上，適切な箇所において埋蔵文化財調査を実施すること。

埋蔵文化財調査に係る費用の見積り（土工事及び測量等含む）と工期にかかる問い合わせについては，基礎資料等を添えて下記の要領で申し込みをすること。

なお，入札額の算定においては，土工事及び測量等を含め教育文化政策課の積算額を用いること。

（ア）手続きの流れ

- 入札参加希望者が積算のための基礎資料等を企画研究課あてに提出。
- 企画研究課が教育文化政策課へ積算依頼，積算額等の回答を得る。

c 入札参加希望者が来庁の上、積算額（封書）を企画研究課から手渡しで受領。
(イ) 積算基礎資料等（資料は封印した封書で提出すること）

- ・事業敷地内の計画平面図（縮尺 1:500 とし、地下構造物等も明記すること）
- ・基礎の深さが分かる資料
- ・工事スケジュール（文化財調査の必要な時期を明示してください）
- ・その他質問事項

(ウ) 提出先

徳島県立農林水産部 農林水産総合技術支援センター企画研究課

(エ) 必要期間

見積りには、上記手続きに約 2 週間程度必要とする見込みであるため、入札までの日程を十分考慮した上で積算依頼をすること。

(オ) 埋蔵文化財本掘調査は、実施設計図に基づき、「徳島県教育委員会教育文化政策課」と協議の上、適切な箇所において実施すること。

ウ 調査業務

(ア) 調査業務は、発掘調査と出土品整理作業及び調査報告書刊行である。

(イ) 調査業務開始時期は、平成 23 年 4 月とする。

(ウ) 調査業務にあたって、事業者は、徳島県教育委員会と業務委託契約を締結する。

(エ) 経費について、事業者は徳島県教育委員会に概算払いするものとする。

エ 発掘調査

(ア) 【資料 6】に示す試掘調査によると、本敷地内においては、1 層のみの調査で可能な範囲と、2 層の調査が必要な範囲が混在しており、その境界は明確ではない。よって、教育委員会の入札時の見積もりよりも、2 層の本掘が必要な範囲が実際は広いなど、実際の本掘面積が異なる可能性がある。

そこで、入札時の教育委員会の見積もりよりも実際の本掘面積が増大した場合は、2,600 m²までの面積増によるコスト増大は県の負担とするが、それ以上の面積増によるコスト増大については、事業者負担とする。

(イ) 発掘調査着手後に、試掘調査で想定された条件（遺構面数・密度等）に変動が生じた場合は、「徳島県教育委員会教育文化政策課」と協議の上、調査期間・経費等について変更するものとする。

(ウ) 増加面積に関わらず、埋蔵文化財調査の遅延による事業の遅延は、県のリスクとし、事業遅延に伴う損害・または増加費用が発生した場合は、合理的な範囲で県が負担する。

オ 出土品整理作業及び調査報告書刊行について

(ア) 出土品整理作業及び調査報告書刊行については、入札時点での見積もりが

不可能なため、入札時には、48,000千円（税抜き）を見込んだ価格で入札すること。

(イ) 出土品整理作業及び調査報告書刊行の経費・期間は、発掘調査終了後に改めて積算・変更するものとし、実施時期等については、「徳島県教育委員会教育文化政策課」と協議して決定するものとする。

(ウ) 出土品整理作業及び調査報告書刊行経費が判明した時点で、改めて発掘調査、出土品整理作業及び調査報告書刊行経費について精算し、精算した価格を最終的なサービス対価として見直す予定である。

(6) テレビ電波障害調査業務

ア 調査

設計時に現地調査を実施し、受信レベル・受像画質等の報告書を作成し、提出する。中間検査・事後調査を実施する。

イ 障害範囲の想定図の提出

今回の提案協議の提出物として提案内容に即した電波障害範囲の予想図を提出する。

ウ 電波障害対策工事は、実際の調査結果に基づき県が実施する。

(7) 施工期間中の整備工程について

ア 第一期施設工事期間

第一期施設とは、平成24年9月末に引渡しを行う施設であり、以下の施設を対象とする。また、第一期施設の一部については、第一期施設工事期間中に先行して使用を行う予定であることから、各施設の使用開始スケジュールに留意した整備スケジュールとすること。

【第一期施設】

- ・本館：平成24年11月から供用開始(整備終了は平成24年9月末まで)
- ・駐車場：来客や職員の便宜を図るため、できるだけ早期に整備すること。
- ・駐輪場：平成24年9月から供用開始
- ・ほ場：平成24年4月から使用開始
※ほ場整備については、冬季（11月～3月）期間中に限る。
- ・温室：平成24年4月から使用開始
※温室整備については、冬季（11月～3月）期間中に限る。
- ・送水管：平成23年12月より供用開始
※送水管整備は、平成23年10～11月で実施すること。
- ・植栽：お手播き樹は移植最適期に移植を行うこと。その他の植栽は他施設等の整備とあわせ、順次行うこと。

※駐車場整備と一体的に整備する場合は、お手播き樹の移植時期を優先すること。

【研究設備・備品等移設】

- ・本館整備終了後，【資料18】に示す移設対象となる研究設備・備品等の移設を行う。ただし，新作業舎への移設研究設備・備品等を除く。

【敷地内解体施設及び仮設構造物】

- ・敷地内解体施設のうち，堆肥舎 A，資材置場（【資料7】参照）については，ほ場等の整備開始までに解体を終了しておくこと。
- ・第一期施設整備期間中は，常時50台以上の仮駐車場（既存駐車場の利用も可）を確保すること。
- ・第一期施設移転業務開始までに，80台以上の仮駐車場（既存駐車場，整備済み駐車場の利用を含む）を確保すること。

【敷地外解体施設】

- ・森林林業研究所の業務に支障のないよう実施すること。

イ 第二期施設工事期間

第二期施設とは，平成25年2月末に引渡しを行う施設であり，以下の施設を対象とする。

【第二期施設】

- ・作業舎
- ・駐車場（第一期施設整備対象以外）
- ・外 構（第一期施設整備対象以外）

※外構整備については，第一期施設が供用開始していることを踏まえ，業務に支障のないように整備を行うこと。

【敷地内解体施設】

- ・農業研究所本館，プロパン庫については，本館の研究設備・備品等の移設終了後速やかに解体作業を実施すること。

【研究設備・備品等移設】

- ・新作業舎整備終了後，【資料18】に示す移設対象となる研究設備・備品等のうち，新作業舎への研究設備・備品等の移設を行う。

5 施設の要求水準

(1) 基本コンセプト

以下の基本的な考え方にに基づき、施設計画を行うこと。

ア 「研究・普及・教育」の機能の融合を促進する施設環境づくり

- ・ 共通事務の一元化，設備の共有化などにより，効率的，効果的施設整備を目指すこと。
- ・ 領域横断的な組織体制による組織の強化に対応し，職員各人の専門性の向上を可能とする施設環境を目指すこと。

イ 連携交流機能に対応した施設環境づくり

- ・ 「農商工連携」，「産学との共同研究」といった企業，大学，NPO 等との連携強化を図り，消費者，地域との交流を行うことによる「開かれた施設」としての環境整備を目指すこと。

ウ 環境負荷を低減する「地球にやさしい」施設づくり

- ・ 地域資源の有効利用や再生可能なクリーンエネルギーを取り入れ，環境負荷低減に配慮した機能を有する施設を計画すること。

エ 景観や地域環境に配慮した施設づくり

- ・ 周辺の街並み，自然景観に調和し，施設全体や地域の景観形成に資するような施設とすること。
- ・ 近隣の居住環境や田畑に十分配慮した計画とすること。

オ 可変性の高い施設づくり

- ・ 研究や農業大学校の講義・演習の内容の変化に応じて柔軟に対応できる施設とすること。
- ・ 絶えず最先端の研究環境が提供できる施設を目指すこと。
- ・ 研究内容を考慮し，いつでも安定的な研究環境が確保できる計画とすること。

カ 安全で快適な施設づくり

- ・ 火災や自然災害に対し，十分な安全性が確保できる構造と設備を採用すること。
- ・ 各種の実験等に伴う，安全確保に留意した施設を目指すこと。
- ・ シックハウス対策を講じること。

キ 施設の長寿化と維持管理の軽減に配慮した経済的な施設づくり

- ・ 個々の部位，部材，部品，設備等の耐用年数について特に定めはないが，材料の選択，施設の設計等に配慮し，長期間使用可能な施設の整備を目指すこと。

- ・自然力の利用，エネルギーの効率的利用等により省エネ・省資源に対応した施設等を目指すこと。
- ・利用者の省エネ・環境意識及びコスト意識を誘導するような工夫をすること。

ク 県産材を利用した地域経済の活性化に寄与する施設づくり

- ・県産材を活用した木材製品等の利用に努めること。

ケ 研究情報の機密性と危険物管理に配慮して，職員，学生，外来者等，段階的なセキュリティ機能を有すること。

(2) 配置構成

配置構成は以下の点を考慮して提案する。

- ・アプローチは，現状の正門の位置は変えないものとする。
- ・歩行者と自動車の動線を区分し，安全に配慮する。
- ・正門からのセンター本館への入りやすい雰囲気・アプローチとする。
- ・作業舎や温室，ほ場への動線を確保する。
- ・大型実験機器，設備機器の搬入動線を確保する。
- ・各階には搬入口や搬入テラスを適宜設ける。搬入テラスは延面積に算入しない形態とする。
- ・配置構成のイメージは，【資料9】を参照のこと。

(3) 建物の基本計画

ア 構造計画

- ・構造形式はコストを考慮すると共に，事業期間の内外にわたって，十分な耐久性と施設の機能の変化に対応可能なフレキシビリティの両立可能なシステムとすること。
- ・建物は，地震等に対する保有耐力を十分に見込み，大地震後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし，人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。
- ・建物の基礎については，計画時や地盤の状況を十分把握した上で，安全かつ経済的に配慮した計画とすること。

イ 断面計画

- ・無理の無い設備配管や更新に備えた配置及び階高設定とすること。
- ・自然光や自然通風をできるだけ確保すること。
- ・水害対策として，1階の床は周辺地盤より1m程度上げること。
- ・屋外通路から玄関等へのアプローチはバリアフリー対応にすること。

ウ 内装計画

- ・ 部位の機能に応じて、防塵、防水、防音、防振対策等を適宜行うこと。
- ・ 仕上材については、各エリアの用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組み合わせを選ぶよう努めること。
- ・ 仕上材は各室の機能を満足させるとともに、メンテナンス等維持管理面に配慮した選定を行うこと。
- ・ 使用する材料は、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避けること。また、改修時・解体時における環境汚染にも配慮すること。
- ・ 内装仕上げの色彩については、研究活動に相応しい、清潔感のある落ち着いた色彩環境の創造に努めること。

エ 外装計画

- ・ 周辺環境との調和を計ること。
- ・ メンテナンス等維持管理面に配慮した仕上げ材の選定を行うこと。
- ・ 特に外装、屋根・防水については、「官庁施設の基本的性能基準及び同解説 平成18年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)」第3編・第5章にも示されており、容易に損傷せず、より耐久性の高い資機材を選択すること。なお、外装にタイルを用いる場合は、亀裂・剥離に配慮した材料・工法とすること。

オ 諸室計画

各諸室の室数、面積、留意事項は、【資料10 本館諸施設詳細】に示す。

なお、各室について、面積表示のある部屋については、当該面積以上を基本とする。ただし、要求水準を満たすと考えられる場合はこの限りでない。

カ 平面動線計画

本館に関する基本的なゾーン構成及びその要件は、以下を基本とする。但し、その他の提案を妨げるものではない。

(ア) 1階に必要な諸室

エントランス、企画総務・教育研修職員室、所長室、外部講師室、大会議室、交流スペース

※企画総務・教育研修職員室と所長室は業務の連携があるので近接する必要がある。また来客への対応などから1階にある必要がある。

(イ) 試験研究・技術支援職員室

試験研究・技術支援職員室は、研究実験室やほ場での実験・研究についての事務的作業（実験データのまとめ、研究論文作成など）の場所である。研究実験室に近接していることが望ましい。しかし各階の面積的な条件により階が分かれるのはやむを得ないとする。その場合でも階段を通じ、できる限り近接していること。

(ウ) 教室

教室についてはまとまった配置とし、その位置関係については、特に限定しない。各階の面積的な条件により階が分かれるのはやむを得ないとする。その場合でも階段を通じ、できる限り近接していること。

(エ) 実験室

実験室については、試験研究・技術支援職員室とできる限り近接した配置とすること。また、セキュリティの面から、教室とは明確にゾーン分けが必要である。ゾーン分け・セキュリティの確保が可能ならば、特に教室と階を分け隔てる必要はない。

・上記をふまえ、各分野及び所要室の特性・連携を十分に把握し、機能性を重視した構成とすること。なお、以下の実験室は業務の連携や施設管理の便宜上、隣接することとする。

a 病害実験室，発生予察調査室，病害虫診断室，虫害実験室，農薬保管庫

b 農薬実験室，土壌物理実験室，化学分析実験室，薬品保管庫

・想定している研究実験機器類が無理なく納まる広さを確保できる計画とする。

・廊下や階段などは複雑な形状，位置をなるべく避け，研究実験機器類を搬入し易くすると共に，利用者にとってわかりやすく明快な平面構成及び動線とすること。

(4) 建築設備の基本計画

ア 基本的な考え方

- ・将来的な変化や発展性を考慮した設備計画とすること。
- ・設備システムについては、ライフサイクルコストの低減，外部熱負荷の積極的な低減やエネルギー・資源の有効利用により適正な機器能力を選定し，運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構成とすること。
- ・CO₂排出量の抑制など，環境に配慮したシステムを選定すること。
- ・各種機器の寿命や騒音，景観への配慮から，各種設備機器は可能な限り屋内に設置するものとする。
- ・風水害や落雷，断水，停電，火災等の災害対策を考慮した設備計画とすること。
- ・各種設備や防災関係の自動監視は集中化を図り，一元管理により省人力化を図るシステムとすること。
- ・主要な機器の納まる電気室，機械室については，直上階に便所等の水回りスペースがないよう平面配置に留意すること。
- ・各種機器や配管・ダクト類については，地震時の転倒防止，防振等に配慮し，適切な耐震措置を施すこと。
- ・本事業における設計・計画は本事業範囲外の機器（実験装置及び付帯設備等）においても総合的に行い，設備的な取り合いで漏れがないようにすること。

イ 建物管理方式

- ・事務室（1階）において、本館内の空調、照明機器類等の運転・監視等を行う。

ウ 電気設備における基本的要件

（ア）照明設備

- ・各室・共用部分等に設ける照明器具等の設置及び配線工事を行う。
- ・照度は照度計算により室ごとに算出する。（ただし、居室等で同じ広さの部屋に関しては代表でよい）
- ・目標照度は下記による他は、JIS-Z9110-79による。

事務室 500 lx

実験室，教室 600 lx

廊下・便所 200 lx

電気室 150 lx（各種盤の操作面は300 lx）

- ・誘導灯は、消防法の設置基準により設置する。
- ・非常照明は、消防法の設置基準により設置する。
- ・EPS，PSには照明器具を設置する。
- ・天井の吊り下げ型器具でパイプ吊りは原則使用しない。
- ・実験室は実験台の配置に配慮し、適正な照度が維持できるようにすること。

（イ）配線

- ・直天井部分で打ち込める所はPF管（合成樹脂可とう管，以下「PF管」という。）とする。また，打ち込めないものは，金属管（ねじなし電線管）（以下「金属管」という。）または金属線ぴとする。
- ・二重天井のある部分は，EM-EE-Fケーブル（以下「EE-Fケーブル」という。）のころがし配線とする。
- ・露出配管は塗装のこと。

（ウ）器具等

- ・ダウンライトのみならず直管主照明においてもLEDの採用を積極的に行うこと。LEDを除き原則として照明器具管球はHF32W・HF16Wとし，ダウンライトを使用する場合はFHT管を主体として使用する。埋め込み型を原則とし，部屋の機能に応じグレアカッター等を加する。保守が行いやすい場所に設置することを原則とし，高所に設置するものについては，昇降式照明器具や無電極電球やLEDの採用，もしくは点検用歩路等により保守が行いやすい方式とする。
- ・照明器具は公共施設用照明器具を基本とし，それ以外のものは照明器具メーカーから採用し図面に姿図を記載する。
- ・非常照明は，バッテリー内蔵型を原則とする。
- ・誘導灯は，バッテリー内蔵型を原則とする。

- ・ 共通部分で建築意匠上特注器具を採用しても良いが、最小限とする。(姿図に材質、大きさ等記入)
- ・ 実験室の照明器具取り付け高さは原則3m 未満とし、超える場合にはランプ交換を考慮し、電動昇降式にて計画する。
- ・ 会議室、実験室等建築の仕上げが一般居室と異なる部屋は機種を検討すること。

(エ) 照明制御方式

- ・ 共用部分の照明は、リモコン回路とし、本建物の事務室（1階）から電源管理が行える方式とする。
- ・ 廊下照明は、ちどり点滅とする。
- ・ 各階トイレは人感センサーを設け、点滅制御を行い消費電力の低減に努める。
- ・ 各室の照明は、自然光及び照明器具の配置を考慮した適切な点滅区分を設定すること。
- ・ 外灯は、自動点滅器及びタイマーによる点滅が可能な方式とする。

(オ) コンセント設備

各室、共用部分等に設けるコンセント等の設置及び配線工事を行う。各室

- ・ 各機器・備品に付随して必要な電源については、【資料10】を参照のこと。
- a 一般
- ・ 1回路最大5箇所までとする。
 - ・ 1回路は配線用遮断器の80%以下とする。(単独負荷場合は別とする)
 - ・ 複数の部屋にまたがった回路構成はしない。
 - ・ 事務室、情報教室及び実験室に設置する床コンセントはレイアウトフリー型 OA タップコンセントとする。
 - ・ OA タップコンセントは、3m 以上のコード付の抜け止め式2P15A・E 付×4個口でマグネットにより網板製機器類に簡単に取り付けられる構造とする。
 - ・ 図面において、想定される実験機器についての記載がないコンセントの場合には、図面上の2 E コンセント1個あたり150VA を標準負荷とし、4～5個のコンセント群を1回路（負荷容量600VA 以下）としてもよい。ただし、構成される分岐回路はブレーカー定格の80%以下の負荷群を1回路とすること。
- b 配線
- ・ 直天井部分で打ち込める所は、PF 管とする。また、打ち込めないものは、金属管または金属線ぴとする。
 - ・ 二重天井のある部分は、EE・F ケーブルのころがし配線とする。
 - ・ 露出配管は塗装のこと。
- c 器具等
- ・ コンセントは2P15A × 2，EET を基本とする。(プレートは SUS 製とする。)
 - ・ 共用部分にはサービスコンセントを設置する。
 - ・ コンセントでは賄えない高容量の負荷については、手元開閉器、実験用分電盤

で対応する。

- ・手元開閉器，実験用分電盤は1 負荷 1 ブレーカーとする。負荷が同じ壁面に多数ある場合は実験用分電盤の集約を計る。
- ・実験用分電盤は部屋の使用者が直接遮断器に接続するため，下面に開口を設ける。
- ・手元開閉器は，実験用分電盤から離れた機器の接続に使用し，専用のアース端子を内蔵するメーカー標準の手元開閉器で2P100AF または3P100AF までの容量はケースブレーカータイプ，樹脂製としこれを超える場合はメーカー標準の金属製とする。
- ・弱電との統合接地は行わない。
- ・コンセントの高さは一般的には床上0.3m（中心）とするが，机上で操作する場所は床上0.9m 以上（中心）とする。なお，【資料10】に特記事項がある場合はそれによることとする。
- ・実験台，ドラフトチャンバー等に付属するコンセントは埋め込み型を基本とするが，困難な場合は供給位置付近に BOX 止めとする。
- ・ドラフトチャンバーは排風機容量にあった3相200V 電源を用意すること。また，ドラフトチャンバーには，内部照明及びコンセント用の100V 電源を用意することとし，1 回路の標準負荷容量は1,500VA 以上とする。

(カ) 動力設備

a 一般

- ・各空調機，ポンプ類等動力機器の制御盤の設置，配管配線を行う。

b 配線

- ・直天井部分の配線は，金属管にエコケーブルを入線する。ただし，屋外の配管，雨線外の配管は厚綱電線管とする。
- ・露出配管は塗装のこと。
- ・電動機は1 台ごとの専用分岐回路とする。

(キ) 幹線設備

a 一般

- ・幹線は負荷の用途によって分類する。
- ・キュービクルからの低圧幹線は，300～400A / 1 幹線で幹線分岐とする。分岐数は5 分岐を最大とする。
- ・幹線計算は電圧降下，許容電流より行う。
- ・電圧降下は分岐回路2 %以下，それ以外は3 %（120m 以下），4 %（200m 以下），5 %（200m 超）とする。
- ・分電盤は共通部分（廊下，便所，階段等）と会議室，事務室，実験室，教室等とは分けて設ける。
- ・共通部分の分電盤は EPS 内，事務室，実験室分電盤（実験用分電盤）はそれぞ

れの部屋に設ける。なお、図面に同一の研究分野で隣接する実験室と共用する特記事項がある場合はそれによる。

- それぞれの分電盤は電力量が計算できること。
- 実験用分電盤には一般接地（ED）及び漏電遮断器回路用接地（ED-ELB）の他に実験用接地（EC・電力系・EC-CPU系）を用意すること。
- 実験用接地のEC－電力系は一般の機器に比べて電源系のノイズが大きい機器等を想定した接地とし、EC-CPU系は精密・計測機器のうち、特に信頼性の高い接地を必要とする機器等を想定した接地とする。コンセント及び手元開閉器の接地には一般接地（ED）を接続する。また、図面に精密実験機器で専用単独接地を必要の特記事項がある場合にはそれによる。
- ケーブルラックの屋内は合成樹脂焼き付け塗装仕上、屋外や床下ピットは鋼板製溶融亜鉛メッキ仕上、ステンレス製、または高耐食メッキ鋼板とする。
- ケーブルラックは高圧、強電、弱電別々に敷設する（どちらか一方が極端に少ないときはセパレーターを設けてもよい）。
- 耐震が必要な場所は耐震金具を設けること。
- ケーブルラックは各階、各EPSに電力配線、情報配線を敷設する範囲に設ける。
- 弱電のケーブルラックは将来対応として裕度を見ること。
- ELCB用の接地は一般用接地とは別に設ける。

b 配線

- キュービクルから本館までの配線は地下埋設配線とする。
- 実験装置で高容量が必要となる場合はバスタクトを検討する。
- 居室及び屋外の露出配管（金属管・金属線ぴ・金属ダクト）等は塗装を行う。

c 器具等

- 共通部分の分電盤の設置は各階、各棟等管理しやすい（廊下等からアクセスできる）位置を選定する（EPSの場所と連動して検討が必要）。
- 事務室、実験室等の分電盤（実験用分電盤）はその部屋で一元管理できることとする。ただし、実験装置等負荷で高容量のものは、直接、電気室低圧配電盤から実験用分電盤に配線する。
- 分電盤の分岐回路で水廻り、湿気の多い回路は漏電遮断器とする。
- 分電盤の主開閉器はMCCB、分岐開閉器はJIS協約型配線用遮断器（2Pスリム型50AF以上）とする。安全ブレーカーは付加する。
- コンパクト実験盤は、実験用分電盤の分岐として設置し、単相100V/200V専用仕様の分電盤とする。函体は金属製とし下部にケーブル取り出し用の開口を設け専用のアース端子を内蔵するメーカー標準の分電盤とする。主幹は3P60ATを上限とし、分岐数は20または30ATで最大12回路（定格遮断容量は2500A（対称値）以上）とする。取り付け高さはH=1500～2000mmとする。

(ク) 受変電設備

a 一般・配線・機器等

- ・受変電設備は屋外型キュービクル方式とする。
- ・変圧器の容量は、受変電の保護方式やコスト、使用する負荷（大容量など）によって適切に選定すること。
- ・【資料2】に記載の既存のキュービクル B は新設キュービクルに切替後に廃棄する。
- ・新作業舎や新しく建てる温室等の他、既存の作業舎・格納庫・総合付属舎・資材庫・保管庫等を含め、本件事業用地内全体に対して、適切な電気供給系統を構築すること。
- ・工事に際しては停電に配慮し、研究や事務業務・大学校等に支障が出ないこととする。
- ・低圧配電盤は MCCB で構成し、電圧、電流（最高需要電流）が計測できるものとする。
- ・接地極は A, B, C, D 種及び単独接地を含め銅覆鋼棒、銅棒（E B）、銅覆鋼板、銅板（E P）又はこれらの組み合わせにより設けるものとする。
- ・変圧器は単相系、三相系ごとに構成し、「JIS C 4304:2005適合品」、「JEM 1482:2005適合品」及び「2006年度省エネ基準適合品（トップランナー基準）」に適合したものとする。

(ケ) 自家発電設備

本施設内の重要負荷への停電時送電用、火災時の消火設備送電用として自家発電設備を設置する。発電機は屋外設置型とする。備蓄燃料による運転時間は 10 時間以上とする。また給油装置を設置し燃料槽への追加補給を可能とする。発電機の発生騒音値は 75dB 以下とし、周囲環境、関連法規をみたす方式とする。

(コ) 無停電電源装置設備

- ・実験機器及び情報設備の停電時保障用電源は UPS とする。

(サ) 避雷設備

- ・建築基準法に基づき設備する。

(シ) 構内電話及び構内情報設備

構内電話及び構内 LAN 設備を設置する。なお、各室への LAN 設備の必要性については、【資料10】を参照のこと。

a 一般

- ・幹線敷設用ケーブルラック及び配管、端子盤などを設置する。
- ・建物内に情報管理実験室を設け、各階 EPS まで配線し LAN を構築する。配線は光ファイバーケーブル（以下、光ケーブル）を使用し各階、EPS 内に EIA 情報ラック（以下「情報ラック」という。）を設置する。また、各情報ラックから各室までの配線は EM-UTP0.5-4P（CAT5E 以上の性能を有するケーブル）（以下「UTP ケーブル」という。）とする。

- ・各情報ラックから各室までの UTP ケーブル配線は統合配線として末端は情報コンセント (RJ-45, CAT5E 以上の性能を有するコンセント) とする。分野での情報コンセントの口数は統一し、使用形態は部屋の使用者が自由に選択することができることとする。
- ・電話系は事務室 (1 階) から必要な諸室・作業舎等まで電話配線を行う。各室への電話機等の必要性については【資料10】を参照のこと。また、作業舎等の既存電話機の位置は【資料4】で示すので、これらの電話機へも接続を行うこと。事務室 (1 階) は電話端子盤を設置し、各階、各分野は情報系の情報ラック内に EIA ラック用モジュラーパネル等を設置する。

b 配線

- ・建物内の光ケーブル、UTP ケーブルとも幹線設備で設ける弱電ケーブルラック上に敷設する。
- ・電話ケーブルは事務室 (1 階) に端子を増設し引き込む。情報用光ケーブルは情報管理実験室に光成端盤を増設し、引き込む。
- ・上記以外の設備の配管、配線は打ち込み可能な場所は PF 管に配線、露出部分は金属管に配線、二重天井がある部分に関しては、ころがし配線を基本とする。また、廊下等共通部分に幹線設備で設ける弱電ケーブルラックがある場合はそれを利用する。
- ・露出配管は塗装のこと。

c 器具等

- ・LAN 構築に必要な機器は情報ラックに収納できるようにすること。
- ・各階、各分野の情報ラックは EPS に設置し配線や機器の増設、入れ替え等が容易に行えること。
- ・上記以外の LAN 設備機器は別途とし、情報ラックに収納できるようスペースを見込むこと。

(ス) 拡声設備

- ・消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備を設置する。防災アンプは、事務室 (1 階) に設置する。本館の事務室に非常放送リモコンを設置する。
- ・スピーカー等：天井埋め込み型を原則とし、部屋単位に壁付音量調整器を設ける。設置箇所は、各諸室における関係法規による。なお、教育研修の講義の開始終了を知らせるチャイムは本館内では教室のみの系統とするが、屋外へは教育研修関係ほ場・温室ゾーンにまで拡声することとする。

(セ) 警報設備

- ・多目的トイレ内に警報用押しボタンを設置し、表示を本館内事務室 (1 階) に設置する。
- ・設置箇所：各多目的トイレ内に押しボタン、その出入り口周辺に現場表示灯、復旧ボタン、ブザーを設置する。

(ソ) テレビ共同受信設備

- ・各種テレビの受信は、石井町有線放送農業協同組合より回線を引き込む。

(タ) 火災報知設備

a 一般・配線・器具等

- ・消防法を遵守して、自動火災報知設備を設置する。
- ・建築基準法等を遵守して防火戸、防火シャッター等閉鎖装置を設置する。
- ・上記以外に実験研究用にガス等を使用する場合は非常警報設備、ガス漏れ警報設備を設置する。
- ・本館の全ての表示を事務室（1階）に表示する。

(チ) 外灯設備

- ・出入口に事故防止の外灯を設置する。

(ツ) その他

a キュービクルは屋外設置とする。

b EPS（パイプシャフト）

- ・共通部分の分電盤、情報ラック、電力・通信幹線、防災中継器盤、諸設備端子盤、計量設備中継器等設置できるスペースで、特に日常点検時に分電盤等扉を開けた状態で点検者が容易に作業できること。

エ 機械設備における基本的要件

(ア) 給水設備

- ・給水設備については、各施設の規模等に応じて適切な方式を選択すること（実験室関係で必要なユーティリティの種別については【資料10】を参照）。
- ・給水系統は町水とする。なお、雨水等を再利用するなど水資源の有効活用を積極的に検討すること。
- ・給水方式は適切な方式とすること。

(イ) 給湯設備

- ・局所式及び中央式の選択については、室の利用形態等に応じて適切に行うこと。給湯の必要な室については、【資料10】を参照のこと。

(ウ) 排水設備

- ・雨水、生活排水及び実験系排水の性質ごとに系統を区分すること。
- ・雨水はほ場用受水幹路などに合流すること。
- ・実験系排水は中和槽の設置など、適切に前処理すること。
- ・生活排水は前処理後の実験系排水と共に浄化槽を経て適切に排水すること。

(エ) 衛生器具設備

- ・男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレを設けること。
- ・多目的トイレの大便器は温水洗浄便座とすること。
- ・大小便器、洗面器、手洗い等の衛生器具の設備については、人員の規模に応じた適切な数とするとともに、使い勝手や清掃、メンテナンスに配慮した器具の

選定を行うこと。

- ・トイレ内の洗面化粧台はカウンター方式，自動水栓とし，小便器は自動洗浄，洋風便器は節水型便器を採用検討すること。
- ・浄化槽の処理対象人員は170人程度とする。

(オ) ガス設備

- ・ガスの種類はプロパンガスとし，ボンベ庫を設置すること。
- ・ガス漏れ警報機，緊急遮断弁等の設置を行い，安全性を高めること。
- ・ガスを使用する各室においてガス検知器を設置し，異常時には警報を出すものとする。

(カ) 特殊ガス設備

- ・供給：実験用ガスの供給はボンベ対応とするので，ボンベ庫を設置すること。
- ・緊急排気等の安全対策を講じること。

(キ) 消火設備

- ・消防関係法令に定める適切な消火設備を設置すること。

(ク) 空調設備

- ・空調システムは環境負荷の軽減に努めるなど，建物の熱負荷を最小限に抑えるとともに，CO₂排出量削減に積極的に取り組み，ライフサイクルコストの削減を考慮した最適設計を行うものとする。特に機器の効率は最大能力時の効率だけでなく部分負荷での効率も考慮して設計し，機器の通年エネルギー消費効率は納品時に最高性能の機種を選び設置すること。
- ・エネルギー源は原則として建物内のインフラで整備されている電気・ガスを採用すること。
- ・空調設計温度条件，特殊条件は【資料10】を参照すること。

(ケ) 換気設備

- ・各室の規模，用途に応じて，最適な換気方式を選定するとともに，実験等の各室のエアバランスに留意し，最適風量制御を講じる。
- ・居室には，省エネルギー性と不快なドラフト防止を考慮して空調換気扇を設けること。
- ・ドラフトチャンバー用の排気は屋上にファンを設置して排気するとともに，周囲の環境を考慮したスクラバー等の排ガス除去装置を適宜設置すること。

(コ) 昇降機（エレベーター）設備等

- ・身障者，高齢者等の利用を考慮し，昇降機を1基，設置すること。
- ・機械や機材等の搬入を考慮すること。
- ・昇降機は，動線や規模に応じて適切な位置に配置すること。
- ・性能は下記の水準以上とする。

車椅子用，11人乗り，750 kg 積載，

地震・停電時・火災時管制運転，交流インバーター45m /分以上

(サ) 音響設備

- ・大会議室に個別音響映像設備用の配線経路及び電源の確保を行う。
- ・有線マイクロフォン，ワイヤレスマイクロフォン，アンプ，液晶プロジェクター等を使用した設備を想定し配線経路，電源を設置する。

(シ) その他

- ・騒音：実験室を除く各室については，機器等から発生する騒音を十分考慮すること。
- ・窓：室内の採光を考慮し，適切に配置すること。また，開放時には害虫等の侵入が無いよう網戸を設けること。特殊条件は【資料10】を参照すること。
- ・エントランス：風除室を設けた構造とし，傘立てを設置する。
- ・案内図，サイン：エントランス近くには本館内の案内図を設置するとともに，各諸室の誘導を示す案内サインを設ける。また，各諸室ごとに入り口付近に諸室名称を示すサインを設ける。
- ・屋外洗い場：本館裏口付近に長靴等を洗浄できる洗い場を設ける。
- ・各室に必要な設備については，【資料10】を参照のこと。

(5) 外構の基本計画

本館，新作業舎及び建物周辺部については，樹木などの緑資源を積極的に取り入れ，来訪者の視点に立って「地球にやさしい」施設づくりを計画すること。なお，建物周辺部は近隣の居住環境や田畑に十分配慮した計画とすること。

工事により発生する廃棄物の処理及び処分にあたっては，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し，適正に処理及び処分を行うものとする。

ア 建物周辺部

(ア) 駐車場整備

- ・人の出入口や機器等の搬出入口廻りは，出入に支障のないように段差の解消に努める。
- ・駐車スペースの路面は，自然景観や環境の保全に配慮した材料の選定を行う。
- ・想定している駐車場整備計画は，下表の通りとなる。
- ・自走式平面駐車とする。自走式の立体駐車場や機械式は不可とする。
- ・既存の駐車場をそのまま利用する計画も可能とする。なお，既存駐車場の位置は，【資料1】を参照。

利用形態	必要台数	備考
公用車用	41	
ユニバーサルデザイン対応	5	玄関の近くに配置
来客用	69	玄関の近くに配置
通勤・学生用	185	
計	300	

※必要台数は表記以上とする。

(イ) 駐輪場整備

想定している駐輪場整備計画は、下表の通りとなる。

新規／既存	仕様	使用用途	台数	備考
既存	屋根付	通勤用	30	
新規	屋根付	来客用	48	2段式駐輪場は不可
計			78	

・既存駐輪場の位置は、【資料1】を参照

(ウ) その他

- ・構内通路は、正面入り口からほ場まで車両の通行に支障のない幅とするとともに、路面の仕上については、自然景観や環境の保全に配慮した材料の選定等を行う。
- ・大型機器等の搬入出等の際し、本館に対し大型車両（10t ミキサー車等）が進入できるための動線を十分に確保する。
- ・本館の周りや駐車場において、利用者の夜間の安全・利便性に配慮し、3箇所以上の外灯（LED など省エネ型）を設置する。
- ・来客者用駐車場付近に、本施設等の案内図を1基設置する。

イ 植栽

(ア) 樹木の伐採等

- ・敷地内解体施設解体などにより、樹木を撤去する場合は、撤去された植栽本数以上の樹木を新たに植樹する。
- ・移植計画のない事業地内の既設樹木を利用する場合は、工事期間の仮移植先は、ほ場25-2とする。

(イ) 記念樹の移植

- ・森林林業研究所（徳島市南庄町5丁目69）にある第40回全国植樹祭天皇陛下皇后陛下お手播き苗記念植樹スギ3本、クス3本を移植する。
- ・天皇お手播きスギ3本（1本当たりの移植必要面積は16㎡以上）は、各々のスギの成長を見越したスペースを確保する。また、来所者が天皇お手播き樹木と分かるように3本を整列して配置するとともに、表示板等で記念樹を表す。なお、駐車場内におけるスギの保護対策として、倒木防止のための支柱や根元の踏み固め防止のための防護柵等の設置も行う。
- ・皇后お手播きクス3本（1本当たりの移植必要面積は16㎡以上）も、天皇お手播き樹木と同等の仕様とし、天皇お手播きスギ3本とあまり離れない場所に配置する。
- ・来訪者の視点で、駐車場と記念樹を総合的にデザインする。また、これら記念樹は、移植の際に枯れることがないようにし、来訪者に対し、森林や緑に

対する愛情を培う象徴として整備する。

ウ 地下水等送水管整備

かんがい施設・揚水施設として昭和45年に整備された事業地内の地下水送水管等を再整備する。なお、【資料11】を参照すること。

- ・水中ポンプ揚水管（125A）を取り替える。（既設圧力タンク PA4A-420-6-125は撤去する。）
- ・既存場内送水管は、石綿管（径100～125mm）が地中深さ1.2m程度に埋設されているので、送水管を深さ0.5m程度に敷設し、取り替える（アスファルト、コンクリート一部復旧含む）。なお、取り替える送水管の配置は、再整備イメージ図を参照し、10t車の通行に耐えられる送水管の選定を行うこと。
- ・新設する温室・パイプハウス送り埋設配管を深さ0.5m程度敷設し、再整備イメージ図のFブロックに設置する。（アスファルト、コンクリート一部復旧含む）
- ・温室等・ほ場の散水用水処理設備として、フィルター式濾過器（45t/h）を1基（フィルターカートリッジ750 mm×25本標準品）設置する。
- ・FRP製受水槽（国土交通省仕様）15,000L以上を1基設置する（凍結防止保温工事含む）。
- ・温室等・ほ場散水用加圧ポンプ設備（全揚程80m，560L/m）を1基設置，ほ場散水用加圧ポンプ設備（全揚程35m，250L/m）を1基設置する。また，自動操作電動バタフライバルブ2台を設置する。
- ・温室等に供給する水質は，作目への付着に品質低下や灌水チューブの目詰まり等を防止するために，適正な措置を講じること。
- ・事業地内の既設管路を有効に活用し，地下水送水管の水で，ほ場や温室等の灌水を効率的に行うような措置を講じること。なお，温室等の灌水機能については，地下水が利用できない場合に備えて，水道水が利用できるようにすること。

【資料3】を参照すること。

（6）新作業舎の基本計画

ア 新作業舎概要

新作業舎は1棟，約400㎡とし，詳細は下表のとおりとする。なお，新作業舎は，県産材であることを証明する木材製品等を積極的に活用し，「地球にやさしい」施設づくりを計画すること。

- ・新作業舎計画は，敷地内解体撤去施設である農業研究所本館撤去対象地内とし，これ以外の敷地で計画する場合は，埋蔵文化財調査リスクは事業者リスクとする。
- ・新作業舎に設ける照明器具等の設置及び配線工事を行う。
- ・非常照明は，建築基準法の設置基準により設置する。
- ・照明器具は，LEDなど省エネルギーを考慮して計画する。

- ・新作業舎におけるコンセント等の設置及び配線工事を行う。必要な電源については、【資料12】を参照のこと。
- ・電気設備は、【資料2】を参照して、適切な電力を確保すること。
- ・給水系統は、町水とする。
- ・排水設備は、雨水、生活排水ごとに系統を区分する。雨水はほ場用受水幹路と合流し、その他は適切に排出すること。
- ・消防関係法令に定める適切な消防用設備を設置すること。

図面番号	2	施設名	新作業舎
延べ面積	約400㎡		
階数	1階	床	土間コンクリート
構造	提案による		
耐震性能	構造体 III類 建築非構造部材 B類 建築設備 乙類 (徳島県県有施設総合耐震計画基準による)		
作業舎内訳	県が必要な新作業舎は次のとおりである。		
	利用目的	利用内容	
	果樹などの収穫物の出荷、貯蔵	果樹(ミカン、スダチ等)の出荷調整作業や貯蔵管理、貯蔵試験	
	農作物の調査と実習	農作物の調査及び出荷準備、出荷調整及び出荷実習	
	キノコに関する試験研究	キノコ生産における安定生産、高品質化、省力低コスト化の技樹開発	

- ・図面番号、作業舎位置は【資料9】を参照
- ・新作業舎配置設備等の仕様及びイメージ図等は、【資料12】、【資料13】を参照

(7) 温室・パイプハウスの基本計画

想定している温室等業務に必要な温室・パイプハウス整備計画は、下表の通りとなる。なお、個々の部材、部品、設備等の耐用年数について特に定めはないが、材料の選択、施設設計等に配慮し、長期間使用可能な施設を計画すること。

- ・温室(ガラス温室、硬質フィルム温室)は6棟、面積約1,451㎡とする。
- ・新設するパイプハウスは10棟、面積約2,000㎡とする。なお、パイプハウス10棟は、それぞれ独立した構造とする。
- ・温室等は、下表用途に対応し利便性の高い施設とする。
- ・温室等の計画は「園芸用施設安全構造基準(暫定基準)平成9年度」「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」(いずれも社団法人 日本施設園芸協会)に準拠すること。

- ・新設する温室等における灌水設備は、【資料3】を参照して、適切な灌水機能を確認すること。
- ・新設する温室等における電気設備は、【資料2】を参照して、適切な電力量を確認すること。
- ・詳細は、【資料9】、【資料14】及び【資料15】を参照すること。

温室番号	施設名	用途	構造	延べ面積 (㎡)	備考
E-1	パイプハウス	スダチ施設栽培の生産安定、品質向上に関する試験	鉄骨補強型パイプハウス	200	
E-2	パイプハウス	スダチ新品種導入試験	鉄骨補強型パイプハウス	200	
E-3	パイプハウス	温州ミカンの施設栽培試験	鉄骨補強型パイプハウス	200	
E-4	パイプハウス	温州ミカンの施設栽培試験	鉄骨補強型パイプハウス	200	
E-5	パイプハウス	ポンダリン(不知火)など中晩柑有望品種の栽培	鉄骨補強型パイプハウス	200	
E-7	温室(ガラス)	スダチなどウィルスフリー母樹の保存	鉄骨	100	
E-26	温室(ガラス)	高標高地環境等への適応性試験	鉄骨	151	
F-1	温室(硬質フィルム)	メロンなどうり類の栽培実習	鉄骨	300	
F-2	温室(硬質フィルム)	イチゴ、トマト等の養液栽培実習	鉄骨	300	
F-3	温室(硬質フィルム)	洋ラン、鉢物花きの栽培実習	鉄骨	300	
F-4	温室(硬質フィルム)	施設栽培花きの栽培実習	鉄骨	300	
F-5	パイプハウス	温州ミカン、スダチの栽培実習	鉄骨補強型パイプハウス	200	
F-6	パイプハウス	ナスなど果菜類の栽培実習	鉄骨補強型パイプハウス	200	
F-7	パイプハウス	チューリップなど球根類及び一年生花き類栽培実習	鉄骨補強型パイプハウス	200	
F-8	パイプハウス	施設軟弱野菜(ネギ、コマツナなど)の栽培実習	鉄骨補強型パイプハウス	200	
F-9	パイプハウス	野菜及び花き類の育苗実習	鉄骨補強型パイプハウス	200	
合計			16棟	3,451	

(8) 改良するほ場の基本計画

想定しているほ場業務に必要な改良するほ場整備計画は、下表のとおりとなる。なお、改良するほ場の計画に当たっては、近隣の居住環境や田畑に十分に配慮す

- るとともに、自然災害に対し、十分な安全性が確保できる構造等を採用すること。
- ・砂地畑，果樹園，苗木ほ場等など土地改良が必要なほ場は，325.2アールとする。
 - ・改良するほ場は，下表の用途に対応し【資料17】のとおりとする。
 - ・ほ場改良工事の施工にあたっては，徳島県農林土木工事共通仕様書（平成18年7月）第2編農業土木編等に基づき行うこと。
 - ・ほ場改良工事の施工管理については，徳島県農林土木工事施工管理基準（平成19年4月26日）に基づき行うこと。
 - ・ほ場南側の地盤が低いので，豪雨時の冠水，排水対策に十分に留意した改良するほ場計画とすること。
 - ・既設道路を資材等の運搬道路，重機の搬出入道路として利用する場合には，常に地元住民の交通に支障のないよう留意しなければならない。
 - ・ほ場等における灌水設備は，【資料3】を参照して，適切な灌水機能を確保すること。
 - ・ほ場等における電気設備は，【資料2】を参照して，適切な電力量を確保すること。
 - ・ポリエチレンやFRP製の仮設屋外トイレユニット（幅1m×奥行き1.3m×高さ2.3m程度，男女1ヶ所づつ）を農大ほ場の一面に設ける。簡易水洗タイプ（汲み取り式・便槽容量400リットル程度・照明付き）とし，付近に立水栓1ヶ所を設ける。設置位置は県職員と協議とする。なお，維持管理は県で実施する。

ほ場番号	田畑の種類	改良後のほ場区分	面積(a)	用途	作物	備考	
12-2	砂地畑	砂地畑	6	砂地畑における「なると金時」、ダイコンの栽培実習	サツマイモ、ダイコン		
14-1	水田→畑	畑	30	カリフラワー・ブロッコリー等栽培技術試験	野菜		
22-3	畑	果樹園	10	カンキツ類病害虫試験	カンキツ類	農薬飛散ネット 防風ネット 灌水設備	
22-6-A	畑		5	ユズ等中晩柑試験	カンキツ類		
22-6-B	畑		5	ユズ等中晩柑試験	カンキツ類		
23-1	畑		10	カンキツ類の新育種試験	カンキツ類		
23-2	畑		10	カンキツ類の品種育成試験	カンキツ類		
23-3	畑		10	カンキツ類栽培・機能性・貯蔵試験	カンキツ類		
23-4	畑		10	ユズ系統育成試験	カンキツ類		
23-5	畑		10	高糖系温州みかん品種育成試験	みかん		
23-6-A	畑		5	温州みかん高品質安定生産試験	みかん		
23-6-B	畑		5	温州みかん高品質安定生産試験	みかん		
24-1	水田→畑		畑	30	ブロッコリー、レタス、ニンジン等育成試験		野菜
24-2	水田→畑	樹木園	28	樹木見本園	樹木		
25-1, 25-2		樹木園等	25	樹木見本園, 車両系建設機械技能講習実習	樹木		
32-1	水田→畑	温室整備	20	農業大学校, 温室整備用地			
32-2	水田→畑	用地	20	農業大学校, 温室整備用地			
33-1-A	水田→畑	畑	8	野菜(夏秋ナスなど)の栽培実習	なす		
33-1-B	水田→畑		4	野菜(夏秋キュウリなど)の栽培実習	キュウリ		
33-1-C	水田→畑		7.5	根菜類(にんじん, ジャガイモなど)の栽培実習	ニンジン, ジャガイモ		
33-1-D	水田→畑		3.6	野菜(スイカ, カボチャなどウリ科野菜)の栽培実習	スイカ, カボチャ		
33-2-A	水田→畑		4	野菜(キャベツ, 白菜など)の栽培実習	キャベツ, 白菜		
33-2-C	水田→畑		3.9	野菜(ブロッコリー, レタスなど)の栽培実習	ブロッコリー, レタス		
33-2-D	水田→畑		8.2	きく, ケイトウなどの栽培実習	きく, ケイトウ		
34-1	水田→畑			25	ナス・ホウレンソウ・ブロッコリー等病害虫防除試験	野菜	
34-2	水田→畑		苗畑	22	スギポット大苗試験, 無花粉スギの増殖	樹木	
合計				325.2			

- ・詳細は、【資料9】、【資料16】及び【資料17】を参照すること
- ・ただし、ほ場14-2には、幅2m、長さ1.5mの進入路を設置すること
- ・改良するほ場の用途は、現時点の研究・実習計画であり、社会・経済変動によって、変更される場合がある

6 研究設備等移設設置・引越要求水準

(1) 目的

本要求水準書に示された要求事項に沿って、本件事業に伴う既存施設から本施設への研究設備・備品等の移送，移設，設置，これらの計画策定及びその他の関連業務（以下「移転業務」という。）を行う。

(2) 移転前場所

- ア 農業研究所本場
名西郡石井町石井字石井1660
- イ 農業研究所鴨島分場
吉野川市鴨島町鴨島88
- ウ 農業研究所三好分場
三好市池田町シンヤマ3539-3
- エ 果樹研究所本場
勝浦郡勝浦町沼江字中筋11-12
- オ 果樹研究所県北分場
板野郡上板町神宅字東山145
- カ 森林林業研究所
徳島市南庄町5丁目69番地
- キ 畜産研究所
板野郡上板町泉谷字砂コウ1
- ク 農業大学校
名西郡石井町石井字石井2202-1

(3) 移転先場所

農林水産総合技術支援センター本館施設等
名西郡石井町石井字石井1660番5他

(4) 移転時期等

- ア 第一期移転
 - ・第一期移転時期：平成24年10月
 - ・第一期移転対象既存庁舎：農業研究所本場，農業研究所鴨島分場，農業研究所三好分場，森林林業研究所（キノコ発生室除く）
- イ 第二期移転
 - ・第二期移転時期：平成25年3月
 - ・第二期移転対象既存庁舎：果樹研究所本場，果樹研究所県北分場，森林林業研究所（キノコ発生室），畜産研究所，農業大学校

(5) 移転業務実施の要求水準

ア 移転作業実施計画書の作成等

- (ア) 作業日程及び業務内容の詳細等について県と協議し、移転作業実施の5ヶ月前までに「移転作業実施計画書」の作成を行い、県に提出すること。
- (イ) 上記の「移転作業実施計画書」に基づき、移転業務実施中に調整が必要となる各関係機関と協議すること。
- (ウ) 移転作業に伴う全ての作業を一元的に管理する移転作業責任者を速やかに決定し、役職・氏名等を県に報告すること。なお、県は移転作業等に変更があれば随時移転作業責任者に連絡する。

イ 許認可等の手続き

- 移転作業遂行上必要となる官公庁及び第三者に対する許認可等の申請事務等の手続きを行うこと。

ウ 梱包資材等の提供及び回収

- (ア) 予め県に提出した「移転作業実施計画書」に基づき、必要な数量の梱包資材等を県の指示する日に提供すること。梱包資材等とは、段ボール箱、OA段ボール箱、クラフトテープ、布テープ、エアキャップ、ラベル等のことである。
- (イ) 梱包資材等を選定するにあたり、作業実施上で耐久性及び環境問題を考慮したものにする。
- (ウ) 移転業務の開梱作業後、県の指示に従って梱包資材等の回収を行い、搬入場所に放置しないこと。

エ 養生

- (ア) 移転業務の搬出及び搬入の対象となる搬入口、廊下、通路、エレベーターホール、その他損傷のおそれのある場所の、搬出及び搬入経路に養生を行うこと。
- (イ) 養生の実施にあたっては、事前に養生の実施方法を記載した「養生実施計画書」を作成し、県に届け出て確認を得るとともに、竣工後に県の確認を受けること。
- (ウ) 養生作業施工前及び移転作業完了後の養生撤去時に、県とともに建物等の損傷等を確認すること。建物の破損等を生じさせた場合は、移転作業責任者は速やかに県に報告し、責任を持って原状回復すること。
- (エ) 養生の実施作業の開始時期は、「移転作業実施計画書」及び「養生実施計画書」に基づき行うこと。
- (オ) 運搬作業が終了した部分の養生の撤去を県の確認のうえ順次行い、残置させないこと。ただし、県が指示する場合は、この限りではない。

オ 研究設備・備品等の移動

- (ア) 【資料18】に示す研究設備・備品等を移動することとし，県が指示する日までに，既存施設の研究設備・備品等配置図を作成し提出すること。また，移動対象物へのラベリングを行うこと。
- (イ) 上記研究設備・備品等の移動先について県と協議し，県が指示する日までに，平面配置図を作成し提出すること。この平面配置図のとおり，研究設備・備品等を移動し設置すること。移設に際し付帯工事等が必要な場合は，あわせて行うこと。
- (ウ) 研究設備・備品等のうち精密機器については，移転作業により性能に問題が生じないように必要な措置を講じること。
- (エ) 研究設備・備品等のうち機械については，移動後正常に動作することを確認すること。測定機器等の高度な性能が要求される機器は，移動の前後に専門技術員等による点検・検査を実施し，性能の保証を行うこと。
- (オ) 机及びキャビネット類に収納されている書類等及び実験室内の実験器材・試薬等については，県職員が段ボール箱に梱包する。段ボール箱にはラベルが添付されているので，その個数を確認して県が指示する場所に移動させること。
- (カ) 移動型収納庫及び壁面収納庫等については，平面配置図に示す箇所に設置するとともに，耐震等を考慮した設置を行うこと。
- (キ) 車両の運搬に際しては，セーフティローダー等の運搬用の車両を用い，安全性に配慮すること。

カ 清掃

- (ア) 移転後の作業区域を清掃すること。
- (イ) 清掃後に発生したごみは，責任を持って処理すること。

キ 安全確保

- (ア) 安全確保のため，必要に応じて交通保安員や警備員等を配置すること。
- (イ) その他，本作業実施にあたり安全を確保するために必要な措置を講じること。

ク 事故防止及び補償

- (ア) 作業の実施にあたっては必要な関係法令を遵守し，外来者，職員その他関係者の安全確保に万全を期すとともに，安全作業に努めること。
- (イ) 作業中に人身事故，物損事故，搬送物品の破損，遺失等の事故が生じた場合，責任を持ってその補償等を行うこと。
- (ウ) 移転業務について，運送保険等に加入すること。

7 解体撤去業務

(1) 目的

本要求水準書に示された要求事項に沿って、解体撤去業務を行う。

(2) 業務概要

ア 対象施設

(ア) 敷地内解体撤去

事業計画地内の施設のうち、以下の施設の撤去を行う。

なお、撤去対象地は、埋蔵文化財包蔵地に該当するので、基礎撤去に係る堀削等等は必要最小限とし、施工にあたっては徳島県教育委員会教育文化政策課の立会を受け、承諾を得ること。

撤去対象施設	面積	備考
農業研究所本館等	約3,389㎡	農業研究所本館，堆肥舎 A，資材置場，プロパン庫

解体撤去施設の位置は【資料7】で示す。

(イ) 敷地外解体撤去

事業敷地外である森林林業研究所内の施設のうち、以下の施設の撤去を行う。
敷地外である森林林業研究所内の施設の解体時期は、平成23年6月～9月とする。

なお、撤去対象地は、埋蔵文化財包蔵地に該当するので、基礎撤去に係る堀削等等は必要最小限とし、施工にあたっては徳島県教育委員会教育文化政策課の立会を受け、承諾を得ること。

撤去対象施設	面積	備考
森林林業研究所 作業舎等	県が借り入れている国有地約 8,996㎡の敷地内にある建物 及び工作物	作業舎，便所，種子貯蔵室，球果乾燥 精選室，温室，その他 (基礎コンクリート，排水路，簡易施 設，埋設水道管，フェンス，樹木，気 温計用通風装置等)

森林林業研究所の解体撤去施設の位置については【資料8】で示す。

イ 業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

(ア) 敷地内解体撤去

a 農業研究所本館

鉄筋コンクリート3階建 建て面積約1,162㎡，延べ面積約2,932㎡

ただし、基礎構造については、新作業舎への活用が期待される場合は有効活用

に努めること

- b 堆肥舎A
鉄骨平屋建 約166m²
- c 資材置き場
鉄筋平屋建大波スレート葺 約160m²
- d プロパン庫
鉄筋コンクリート平屋建 約131m²

(イ) 敷地外解体撤去

事業敷地外である森林林業研究所の施設のうち、県が借り入れている国有地内の建物及び工作物について解体撤去を行う。

なお、産業廃棄物については、有価材（金属くずのうち、鉄骨・計量鉄骨・サッシ）の処理費を見込んだ入札価格とすること。

- a 作業舎
鉄骨造スレート葺き平屋建 約332m²
- b 球果乾燥精選室
鉄骨造スレート葺き平屋建 約104m²
- c 種子貯蔵室
コンクリートブロック造平屋建 約38m²
- d ガラス温室
アルミフレーム造平屋建 約45m²
- e 便所
コンクリートブロック造平屋建 約8m²
- f その他
基礎コンクリート、排水路、簡易施設、埋設水道管、フェンス、樹木、気温計用通風装置等

ウ その他

(ア) 解体撤去工事において、本施設又は土壌に有害物質が確認された場合は、県の確認後、事業者が処理するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 撤去処分にあたっては、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）他法令等を遵守する。

エ 解体にあたっての調査及び設計業務

(ア) 業務期間

解体にあたっての事前調査及び設計業務の具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約に定める。事業者は、必要に応じて関係機関及び近隣住民

等と十分に協議し、本事業全体に支障の無いようスケジュールを調整し、事前調査及び設計業務を円滑に推進するよう期間を設定する。

(イ) 事前調査の業務範囲

- a 次の事前調査及び手続きのほか、設計を行う。
 - (a) 業務に必要な調査一式（建物概要、周辺状況、アスベスト調査等）
 - (b) 業務に必要な官庁許認可手続き一式
- b 事前調査を実施するにあたっては、実施前に県に連絡すること。

(ウ) 業務の内容

- a 基本的な考え方
 - (a) 応募時に提出した計画及び関係法令に基づき、事業者の責任において、施設解体にかかる設計を行う。
 - (b) 設計業務に必要なとなる測量及び調査については、事業者の責任において行う。
- b 県との協議
 - 事前調査の実施にあたっては、事前に県と協議すること。
 - 設計にあたっては、県と協議すること。なお、県は必要に応じて設計の検討内容について確認することができる。
- c 進捗状況及び設計内容は、定期的に県に報告すること。

(エ) 解体撤去工事

- a 業務期間
 - 解体撤去工事の期間は事業者が計画する。具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約に定める。事業者は必要に応じて、関係機関及び近隣住民等と十分に協議し、本事業全体に支障の無いようスケジュールを調整し、解体撤去工事を円滑に推進するよう期間を設定する。
- b 業務の内容
 - (a) 基本的な考え方
 - ・解体撤去業務に係る近隣説明等は事業者が行う。
 - ・解体撤去にあたって、必要な関係諸官庁との協議、及び近隣説明等に起因する遅延については、事業者の責とする。
 - ・関連の各種法令（施行令及び施行規則を含む）等及び条例等を遵守するとともに各種基準・指針等を適宜参照して適切な工事計画を策定すること。
 - ・騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞、その他解体撤去工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
 - ・近隣への対応について、県に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
 - ・工事内容、期間及び作業時間について、近隣に対し周知徹底すること。

- ・ 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（車両の交通傷害・騒音・振動の緩和等）を行うこと。

(b) 着工前の業務

次の業務を行うこと。

・ 各種申請業務

解体撤去工事に伴う各種申請の手続きを本事業スケジュールに支障の無いように実施する。県が必要とする場合には、事業者は各種許認可等の書類の写しを県に提出する。

・ 近隣調査・準備調査等

着工に先立ち、近隣住民との調整及び解体準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。

- ・ 解体撤去工事によって近隣に及ぼす影響を検討し、適切な処置を行う。

- ・ 近隣に対し工事工程等について説明するなどし、了解を得ること。

・ 提出書類

提出書類については、事業契約で定める。

c 解体撤去工事期間中の業務

次の協議を行うこと

(a) 解体撤去工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、施工計画に従って、本施設の解体撤去工事を実施すること。

また、解体撤去工事には敷地敷き均し工事を含む。工事現場に工事記録を常に整備する。

(b) 損害等

工事期間中に発生しうる損害に関しての特記事項は事業契約に定める。

(c) その他

- ・ 業務内容及び提出書類等の特記事項は事業契約に定める。

- ・ 県は、業務の進捗状況及び現状を確認するため、必要に応じ現地調査を実施し、業務内容について指示できることとする。

d 解体撤去工事完了後の業務

解体撤去後の施設について、次の規定に則し実施する。

(a) 事業者による完成検査

- ・ 事業者の責任及び費用において完成検査を実施する。

- ・ 完成検査の結果について、書面により県に報告すること。

(b) 県の完成確認等

県は、事業者による上記の完成検査終了後、当該施設について、次の方法により完成確認等を実施する。

- ・事業者の建設企業及び工事監理者の立ち会いの下で実施する。
- ・県が確認した設計図書との照合により実施する。
- ・県の完成確認の結果是正を求められた場合、事業者は速やかにその事項について是正する。
- ・県による完成確認後問題がない場合には、県から完成確認通知を受ける。

(c) 必要図書の提出

事業者は、県に次の図書を提出する。

- ・解体撤去工事完成通知書
- ・図面，写真
- ・近隣建物事前・事後調査業務報告書

第4 維持管理業務に関する要求水準

1 目的

事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、本施設全体に関わる品質・品格を保持し、快適・便利・柔軟かつ効率的な運用が可能な環境を提供し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性・機密性を確保し、施設の信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行う。

2 一般的事項

(1) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は以下の通りとする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構維持管理業務
- エ 清掃業務
- オ 警備業務

(2) 業務の実施

業務の実施にあたっては、前項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮し、供用開始の1ヶ月前までに維持管理業務計画書、毎年度1ヶ月前までに維持管理業務年次計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。

- ア 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- イ 施設環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること
- ウ 建築物（付帯設備を含む）が有する性能を保つこと
- エ 劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
- オ 省資源、省エネルギーに努めること。
- カ ライフサイクルコストの削減に努めること。
- キ 建築等の財産価値の確保を図ること。
- ク 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- ケ 廃棄物の抑制に努めること。
- コ 故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。
- サ 良好な研究・教育環境を損なわないよう、作業時間、作業時期、作業方法につき、本施設担当者と十分協議・調整すること。
- シ アからサの項目を考慮し、事業期間中の工程を定め、実施すること

(3) 点検及び故障等への対応

- ア 点検及び故障等への対応は、計画書にしたがって速やかに実施すること。
- イ 消防の検査等に立会い、維持管理に係る質疑応答や指摘内容の把握・改善を行うこと。

(4) 非常時の対応

- ア 事故・火災等への対応についてあらかじめ県と協議し、防災計画を策定する。
- イ 事故・火災等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置をとるとともに、本施設の施設管理担当者及び関係機関に通報する。

(5) 災害時等の対応

本施設内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、初期措置を講じ、本施設の施設管理担当者及び関係機関に通報する。

(6) 法令等の遵守

必要な関連法令、技術基準等を充足した計画書を作成し、それに基づき業務を実施する。また、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。

(7) 費用の負担

業務に要する費用は、事業者の負担とする。なお、業務実施にあたり発生する消耗品（蛍光灯、トイレトーパー、手洗い石鹸等）については適宜、県から支給する。

(8) 修繕の考え方

修繕（経常修繕、更新、大規模修繕）は県が実施する。

事業者は、維持管理業務の結果、修繕が必要な箇所を発見したとき、速やかに県に報告し、県からの要請があれば発注支援を行う。

3 建物保守管理業務

(1) 建物保守管理業務の対象範囲

本施設のうち、本館に関する部分を対象とするが、既存施設に法定点検、環境衛生管理業務が発生する場合は、それらも対象とする。

既存施設の現在の維持管理業務内容は【資料19】、既存施設概要については、【資料2】、【資料3】、【資料20】を参照のこと。

(2) 業務の実施

ア 本館、既存施設において、法定点検（建築基準法第12条に規定する定期点検を含む）、環境衛生管理業務を実施する。

イ 本館、既存施設、付帯施設等事業敷地内の工作物の不具合、修繕箇所等を適時確認し、月に1回程度、県に報告する。

※不具合の報告内容の例

(ア) 扉、サッシ等の開閉調整、不具合応急措置、報告

(イ) シャッター、エレベーターの異常時の連絡、報告、応急措置

- (ウ) 雨水，排水などの漏水の場合の処置及び報告
- (エ) 建物内外壁，天井，床等の亀裂，汚損，浮き等の発見時報告
- (オ) 隣接施設との関係の異常発見時の報告
- (カ) 屋外工作物，看板等の発錆，破損等の報告

ウ 緊急を要する修繕箇所が発見された場合は，迅速に県に報告する。

エ 実施業務の結果を記録し，5年以上保管する。なお，修繕報告・事故記録等については，事業期間中保管する。

(3) 業務の要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能が保たれているか確認をし，修繕等が必要と思われる場合には，県に速やかに報告すること。

ア 屋根

- (ア) 漏水がないこと。
- (イ) ルーフドレン，樋等が詰まっていないこと。
- (ウ) 金属部分が錆び，腐食していないこと。
- (エ) 仕上材の割れ，浮きがないこと。

イ 外壁

- (ア) 漏水がないこと。
- (イ) 仕上材の浮き，剥落，ひび割れ，チョーキング，エフロレッセンスの流出，変退色がないこと。

ウ 建具（内・外部）

- (ア) 可動部がスムーズに動くこと。
- (イ) 定められた水密性，気密性及び耐風圧性が保たれること。
- (ウ) ガラスが破損，ひび割れしていないこと。
- (エ) 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- (オ) 開閉・施錠装置が正常に作動すること。
- (カ) 金属部分が錆び，腐食していないこと。
- (キ) 変形，損傷がないこと。

エ 天井・内装

- (ア) ボード類のたわみ，割れ，外れがないこと。
- (イ) 仕上材の浮き，はがれ，破れ，ひび割れがないこと。
- (ウ) 塗装面のひび割れ，浮き，チョーキングがないこと。
- (エ) 気密性を要する部屋において，性能が保たれていること。
- (オ) 漏水，かびの発生がないこと。

オ 床

- (ア) ひび割れ，浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。
- (イ) 防水性能を有する部屋において，漏水がないこと。
- (ウ) 歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。

カ 階段

(ア) 通行に支障をきたさないこと。

キ 手すり

(ア) ぐらつき等機能に問題がないこと。

4 建築設備保守管理業務

(1) 建築設備保守管理業務の対象範囲

本館に関する部分を対象とするが、既存施設に法定点検、環境衛生管理業務が発生する場合は、それらも対象とする。

既存施設の現在の維持管理業務内容は【資料19】、既存施設概要については、【資料2】、【資料3】、【資料20】を参照のこと。

(2) 業務の実施

ア 建築設備の巡回点検、保守（法定点検含む）、環境衛生管理業務（照度測定（2回／年）、騒音測定（2回／年）含む）を行う。

イ 本館、既存施設等事業敷地内の建築設備の不具合、修繕箇所等を適時確認し、月に1回程度、県に報告する。

ウ 緊急を要する修繕箇所が発見された場合は、迅速に県に報告する。

エ 電気設備については、法定点検のほか、以下の業務を行う。

- ・各種照明不点灯調査、不良部分取替（本館のみ）
- ・電気電話配線関係点検
- ・中央監視盤による自動計測を用いた電気メーター検針記録及び受変電日誌等の記録
- ・各機器回転部、可動部、軸受け等の点検、調整、注油
- ・自動制御装置の作動状況の点検、調整
- ・各設備機器及び機械室の清掃
- ・その他日常運転業務に関する必要事項

オ 空調設備については、法定点検のほか、以下の業務を行う。（本館、バイテク棟のみ）

- ・空調熱源機器の運転及び点検、調整、記録
- ・空調関係機器の運転及び点検、調整、記録（内外気温等の測定含む）
- ・その他日常運転業務に関する必要事項

カ 環境衛生管理業務については、法定業務のほか、以下の業務を行う。（本館、バイテク棟のみ）

- ・照度測定（2回／年）
- ・騒音測定（2回／年）

(参考) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律における環境衛生管理業務
○対象となる特定建築物

- 1) 学校教育法に基づく学校 延床8,000㎡以上
- 2) 興行場, 百貨店, 集会場, 図書館, 博物館, 美術館, 遊技場, 店舗, 事務所, 旅館及び1)以外の学校 延床3,000㎡以上

○適用となる場合の環境衛生管理基準は以下のとおり。

- 1) 室内環境検査 2ヶ月に1回以上
- 2) 遊離残留塩素の検査 7日に1回以上
- 3) 水質検査
- 4) 給水タンク, 高置タンク等の清掃
- 5) 排水槽等の清掃

(3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保たれているか確認をし, 修繕等が必要と思われる場合には, 県に速やかに報告すること。

(4) 設備管理記録の作成及び保管

点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は, 5年以上, 整備・事故記録等は, 事業期間中保管する。

ア 点検記録

- (ア) 電気設備点検表 (通信設備を含む)
- (イ) 空調設備点検表
- (ウ) 浄化槽点検記録
- (エ) 各種水槽清掃実施記録
- (オ) 給排水, 衛生設備点検表
- (カ) 空気環境測定記録
- (キ) 消防設備点検記録
- (ク) 照度測定記録
- (ケ) 騒音測定記録
- (コ) 昇降機設備点検記録
- (サ) その他提案により設置される各種設備の点検・測定記録

イ 整備・事故記録

- (ア) 定期点検整備記録
- (イ) 事故・故障記録

(5) 異常時の報告

定期点検等により, 異常が発見された場合には, 速やかに県の担当者に報告する。

5 外構維持管理業務

(1) 外構維持管理業務の対象範囲

- ア 外構施設
本件事業敷地内のごみ置場，門扉，囲障，擁壁等コンクリート構造物，案内板，外灯等
- イ 敷地地盤
構内道路，駐車場等の舗装面
- ウ 地下水等送水管整備のうち，揚水ポンプ，受水槽，フィルター，加圧ポンプ（2箇所），電動弁（2箇所）

（2）業務の実施

- ア 修繕等が必要と思われる場合は，県に速やかに報告する。
- イ 外構施設の不具合，修繕箇所等を適時確認し，月に1回程度，県に報告する。
- ウ 緊急を要する修繕箇所が発見された場合は，迅速に県に報告する。
- エ 実施業務の結果を記録し，5年以上保管する。修繕・事故等の記録は事業期間中保管する。

（3）要求水準

各施設，設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

6 清掃業務

（1）清掃業務の対象範囲

- ア （4）から（6）に示す日常清掃，定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。ただし，電気が通電され，又は運転中の機器が近くにある等清掃に危険が伴う部分については県の担当者と協議すること。
- イ 備品，什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は行わない。

（2）業務の実施

- ア 清掃員控室は，平面計画上支障のない場所であれば設置してもよい。
- イ 実施業務の結果を記録し，1年以上保管する。

（3）要求水準

- ア 目に見える埃，シミ，汚れがない状態を維持し，見た目に心地良く，衛生的でなければならない。
- イ 清掃は，できる限り利用者の妨げにならないように実施する。個別箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ，業務を実施すること。
- ウ 各清掃場所で発生したごみ等は，ビニール袋等に集め指定されたごみ集積場所に置くものとする（廃薬品，実験廃棄物等は除く）。また，分別方法は，石井町の分別方法に従い分別し，集積場所に置くものとする。

（4）日常清掃

日常清掃の対象は，本館及びバイテク棟の廊下・階段・各階共通部分等共用部

並びに事務室・所長室・会議室・相談室等とし、実験室・実験教室等の内部は除く。

なお、清掃作業は、別途指示する場合を除き、原則として県職員の勤務時間内（8:30～17:15）に行うこと。

ア 床

床仕上に応じた適切な方法により埃、ごみのないようにする。

イ ごみ箱，汚物容器，塵芥入れ，灰皿等

毎日の午前中に内容物がすべて空の状態になっており，汚れが付着していない状態にする。

ごみ箱，汚物容器，塵芥入れ，灰皿等は，県で用意する。

ウ トイレ，更衣室，シャワー室（洗面台，鏡，衛生陶器を含む）

（ア）衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。

（イ）トイレットペーパー，消毒用品等は常に補充されている状態にする。

（ウ）トイレットペーパー，消毒用品等の在庫を記録し，補充が必要な場合は県に報告を行う。

（エ）間仕切りは落書き，破損がない状態に保つ。

（オ）洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。

（カ）鏡はシミ，汚れがついていない状態に保つ。

エ その他の内部付帯施設（流し台，湯沸かし等）

（ア）清潔な状態に保つ。

（5）定期清掃

定期清掃の対象は，廊下・階段及び各階共通部分等共用部並びに事務室・所長室・会議室・相談室等とし，実験室・実験教室等の内部は除く。

ア 床

（ア）埃，シミ，汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。

（イ）繊維床の場合は，埃，汚れがない状態に保つ。

イ 壁・天井

（ア）表面全体を埃，シミ，汚れのない状態に保つ。

ウ バルコニー（計画がある場合）

（ア）土等汚れがない状態に保つ。

エ 照明器具，時計，換気口

（ア）埃，汚れを落とし，適正に機能する状態に保つ。

オ 窓枠，窓ガラス

（ア）汚れがない状態に保つ。

カ 金属部分，手すり，扉，扉溝，スイッチ類

（ア）埃，汚れがない状態に保つ。

（6）外構清掃

ア 外構清掃の対象

- (ア) 建物周囲（玄関周り、犬走り等）
- (イ) 敷地内舗装面
- (ウ) 側溝，排水管，污水管，雨水桝，水路
- (エ) 門扉，敷地内案内板等
- (オ) 敷地境界周辺の土地（道路脇等）

イ 外構清掃の内容

- (ア) 敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。
- (イ) 屋外排水設備（敷地内の側溝，排水桝等）の水流をごみ，落ち葉等で阻害しない。
- (ウ) 日常清掃は，ごみ集積場所（廃棄物品置場），玄関周りについて行う（水洗い，除塵等）。
- (エ) 門扉，敷地内案内板等は，汚れが見苦しくなく，開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つ。

ウ 清掃用具・資機材等の負担

- (ア) 清掃用器具，洗剤などの資機材は，すべて事業者の負担とする。

エ 資機材等の保管

- (ア) 資機材及び衛生消耗品は，計画書に示された場所に整理し，保管する。

オ ごみの収集・集積

- (ア) ごみは，所定の場所に収集し，集積する（廃薬品，実験廃棄物等は除く）。
- (イ) 分別方法は，石井町の指定する方法に従う。

(7) 用語の定義

ア 清掃／汚れを除去すること，汚れを予防することにより仕上材を保護し，快適な環境を保つための作業をいう。

イ 日常清掃／日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。

ウ 定期清掃／月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

エ ごみの収集・集積資機材／資機材とは，次のような資材及び機材をいう。

資材：洗浄用洗剤，樹脂床維持剤，パッド，タオル等

機材：自在箒，フロアダスタ，真空掃除機，床磨き機等

オ 衛生消耗品／トイレトペーパー，手洗い石鹸，ゴミ袋，汚物入れ等をいう。

(8) 要求仕様

上記（１）から（７）に基づき以下の業務を必須とし，これら以外の業務は事業者の提案によるものとする。なお，上記（１）から（７）の状態は，以下の業務が完了した時点において満たしていれば良いものとする。

ア 庁舎部分

区分	項目	場 所	清掃頻度
日常清掃	共用部	廊下，階段，トイレ，食堂，給湯室，交流スペース等	5回／週
	事務室	所長室，事務室	3回／週
	専用部分	外部講師室，相談室等	1回／週
	教室等	普通教室，選択教室，専攻教室等	1回／月
	バイテク棟	バイテク棟	1回／週
	会議室	大会議室，セミナー室，ミーティングルーム等	使用時適宜
定期清掃	部分洗浄・ワックス補修	トイレを除いた日常清掃実施場所	適宜／年
	床面剥離洗浄 ワックス塗布	トイレを除いた日常清掃実施場所	1回／年
	ガラス清掃	本館，バイテク棟	1回／年

イ 外構部分

区分	場 所	頻 度
日常清掃	ごみ置き場，玄関周り	適宜／週
定期清掃	サービスヤード，構内道路，側溝等	適宜／年

7 警備業務

(1) 警備業務の対象範囲

敷地内の本館及びバイテク棟の財産の保全及び運営時間外の侵入者の監視等。

(2) 要求水準

夜間，休日等無人時の機械警備（外部から本施設に侵入されるおそれのある箇所を対象とし，具体的な設置箇所，設置方法等については，入札参加者の提案によるものとする。）を行う。常駐の必要はないが，通報後は直ちに現場へ急行し，適切な応急措置を行うことができる体制とする。

(3) 業務内容

警備担当員は，監視設備により常時監視し，緊急事態に際しては以下の業務を行う。

ア 異常信号を受信したときには，直ちに異常の内容を把握し，関連機関への通報，施設管理担当者への通報を行う。

イ 通報後は，直ちに現場へ急行し，適切な応急措置を行う。

ウ 地震や風水害による災害が発生したとき，又は発生するおそれがあるときは，

直ちに現場に急行し，状況の把握と初期措置をとること。

8 その他

本施設の使用開始から2年目までは，通常の建物保守管理業務，設備保守管理業務以外に，ライフサイクルコストを低減するための施設運用方法などについて，専門的な立場から各種の支援を行うこと。

第5 運營業務に関する要求水準

1 目的

県は本施設が「農商工連携」、「産学との共同研究」といった企業、大学、NPO 等との連携強化を図るとともに、消費者、地域との交流を行うなど多様な主体間のネットワークの展開が可能な開かれた施設となるよう、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図りながら新たな県民参加型事業を実施する。

2 運營業務の範囲

運營業務範囲は、連携交流事業企画・支援業務とする。具体的には県が実施する事業の企画提案、実際の開催までの準備、開催期間中の支援等の業務である。

3 一般的事項

事業者は、第二期施設引渡し8ヶ月前までに、県との協議を行った上で、実施体制、連絡先、スケジュール等を記載した運營業務仕様書を作成し、県の承諾を得ること。

事業者は、毎年度の8ヶ月前までに、県との協議を行った上で運營業務計画書を作成し、県の承諾を得ること。

4 連携交流事業企画・支援業務

次の連携交流事業企画・支援業務を実施すること。

なお、これまで県が実施してきた県民参加型事業との連携に配慮すること。

なお、平成20年度の県民参加型事業の実績を【資料 24】に示す。現在行っている県民参加型事業の魅力を、新たな発想により更に高めるような企画提案、開催支援を行うこと。

(1) 体験交流事業

県は県民等が農林水産総合技術支援センターの施設やほ場に親しみながら、徳島県の農林水産業の情報を得、理解を深める事業を実施する。

ア 交流事業

県民等が農林水産総合技術支援センターの施設やほ場に親しみ、触れ、体験できるように、以下に例示する体験型の交流事業の企画・支援業務を行う。

事業内容及び講師については、事業者からの企画提案を受け、県と事業者で協議を行った上で県が決定する。事業者は、事業の企画提案・実際の開催までの調整・県の開催支援を行うこと。

また、事業は本件事業用地内で実施するものとする。

- (ア) 子供向け教室
- (イ) 農林業体験イベント
- (ウ) フィールド見学ツアー
- (エ) 県農林水産ブランド品等を活用した料理講習会 等

イ 講演会事業

県は徳島県の農林水産業に関する生産、環境保全、食等に関するテーマの講演会を開催する。事業内容及び講師については、事業者からの企画提案を受け、県と事業者で協議を行った上で県が決定する。事業者は、事業の企画提案・実際の開催までの調整・県の開催支援を行うこと。

(2) アグリインキュベーター事業

県は「大学、企業との共同研究」、「農林水産業と商工業者との連携」、「農林水産業・農山漁村振興に資する団体等との連携」を促進する事業を実施する。

事業者は、下記の事業について企画提案・実際の開催までの調整・県の開催支援を行うこと。

ア ワークショップの企画・開催

県内企業等と農林水産総合技術支援センターとのワークショップを開催し、コーディネート活動を実施する。

イ 展示事業

次に例示する展示・紹介を行う。

- (ア) 県と大学、企業との共同研究の成果
- (イ) 農林水産業と商工業者との連携による製品
- (ウ) 農林水産業・農山村振興に資する NPO 法人、ボランティア団体等の活動状況

(3) 情報提供支援業務

事業者は、県のHPにアップロードするための電子コンテンツの作成を行うこと。

電子コンテンツの内容は、4の(1)・(2)の事業についての開催案内等とし、デザインは、写真や図柄を組み合わせるなど、一般県民等が内容を容易に理解できるものとする。

なお、電子コンテンツの作成にあたって必要な情報は県が提供する。

(4) 企画提案の回数等

事業者は、4の(1)・(2)の事業についての企画提案等を年間2回以上行うこととする。

5 報告書の提出

個々の事業実施後及び年度終了後、県民等の参加状況等を含めた業務報告書を提出すること。

6 本施設等関係者との連携等

運營業務については、県が直接実施する試験研究・研修教育・技術普及事業と密接な連携を必要とするため、本施設等関係者との打合せ機会を次のとおり確保するものとする。

(1) 本施設等関係者との事業開催打合せ

連携交流事業企画・支援業務に係る本施設等関係者との面接による打合せを原則として年間20日(2時間/日)程度実施する。

また、本施設等関係者から、運營業務の実施について、面接要望があった場合は、適切に対応すること。

(2) 事業開催時の対応

各事業の開催に当たり、事業担当者は少なくとも開催期間中(準備含む)は常駐すること。

7 事業費の考え方

事業者は本事業の企画提案を行うに当たり、必要な諸経費(企画提案や、開催までの事業支援に係る費用としての人件費、通信費、消耗品費、交通費)をサービス対価として提案を行うこと。

県は事業実施に際し、事業参加者が使用する備品、材料費、消耗品費や、会場費、会場光熱水費等はイベント開催費用として予算の範囲内で直接負担する。

また、イベント開催経費として、参加者から参加料、受講料を徴収する場合は、県の収入とする。

第6 付帯事業に関する要求水準

1 付帯事業の目的

本施設において、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用により、県民へのサービス向上を図るため、提案により、事業者が施設の設置を含め、独立採算として付帯事業を行うことができる。

2 費用負担

ア 事業者は、施設整備費、行政財産の賃貸費、施設整備・維持管理・運営に係る光熱水費、維持管理費、運営費等一切の経費を負担する。

イ 付帯事業からの収入は事業者の収入とする。ただし、特定事業の業務会計とは別個の独立した会計とすること。

ウ 収益施設等を分築で設置し、付帯事業を行う場合は、当該施設の設置にかかる埋蔵文化財調査費は、事業者が負担する。

エ 不可抗力又は法令変更により付帯事業に関する事項について事故・トラブルが発生した場合、事業者がその責任と費用において当該事故・トラブルに対応し必要な措置をとるものとする。当該事故・トラブルその他付帯事業により県又は第三者に費用又は損害が生じた場合には事業者が当該費用等の一切を負担する。

オ 付帯事業の終了又は変更に伴う損害、費用等は全て事業者が負担する。

3 留意事項

以下に留意した事業とすること。

ア 本事業の用途又は目的を妨げない事業とすること。

イ 施設は分築・合築のどちらでも可能とする。

ウ 敷地の利用料は、徳島県の規則等に基づき算出する。

エ 事業終了後の措置については、以下のとおりとする。

(ア) 分築の場合：原状回復または無償譲渡

(イ) 合築の場合：無償譲渡

※ただし、分築、合築ともに、協議により引き続き事業を行うことを可能とする。

オ 施設用途・内容の制限

次の用途・内容を目的とする施設を付帯事業とすることはできない。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する施設

(イ) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設

(ウ) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設

(エ) 周辺の風紀の維持の観点でふさわしくない施設

(オ) その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設

カ 付帯施設（分築）の場合の埋蔵文化財調査について

付帯施設を分築で提案する場合は、埋蔵文化財調査リスクは事業者リスクとする。

また、埋蔵文化財調査の委託・確認先は石井町となるため、入札時の見積もり依頼や相談等は石井町教育委員会に行うこと。

キ 都市計画法上の制限

都市計画法上、本地域は市街化調整区域に当たることを考慮し、建築用途上の可否に関する規制等については、事業者の責で確認を行うこと。